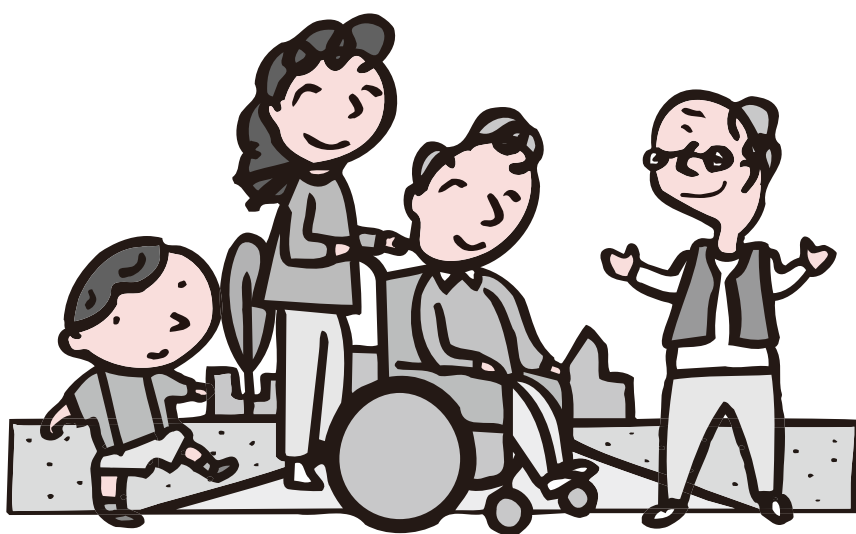


# 岡崎市学区福祉委員会活動ガイドブック



## はじめに

平成 20 年 8 月末、岡崎市は未曾有の大豪雨に見舞われ、痛ましいことに多くの被災者を出しました。自然災害などは予知できない面がありますが、この地方では、かねてから東海・東南海大地震などが危惧されており、万一の時の避難方法、救援体制、そして要介護高齢者、障がい者等、いわゆる災害時要援護者に対する支援など、早急に検討すべき課題がたくさんあります。

災害時の支援に関しては、一義的には行政が責任と役割を果たしますが、地域での被災者支援等に関しては総代会をはじめとする地域組織が一定の役割を果たすことも期待されます。その点では、岡崎市では「岡崎市災害時要援護者支援制度」を発足させ、既に県下に先がけた取り組みを始めていますが、災害時に限らず地域で暮らす要援護者に対する福祉的支援の成否は、日常的な小地域福祉活動によるところが少なくないといえます。

そのような問題意識もあり、岡崎市では平成 19 年に「地域福祉計画」(5 か年計画)を策定し、高齢者、障がい者、児童等の対象別の福祉計画とは別に、地域福祉という横断的な生活の場での福祉の向上をめざす計画を推進しています。また、市の「地域福祉計画」の民間部分をより具体化するものとして、岡崎市社会福祉協議会では「地域福祉活動計画」を策定し、平成 20 年度からスタートさせています。

この「地域福祉活動計画」では、市内 50 学区への学区福祉委員会の設置及びその活動の充実。そして、いわゆる「公助・共助・自助」の「共助」に当たる活動の地域・学区単位での展開を志向しています。

そもそも一口に地域といっても、①相互につながりを持たない単なる人々の集まりであったり、②一定のつながりを持った一般的なコミュニティであったり、③意図的に福祉コミュニティの形成をめざしているところであったりと、それぞれに多様な様相を呈しています。そして、それは、地域に住む人々の意識や要求水準によっても変化するものです。

この手引きは、市内の学区福祉委員会が、前述の③に該当する「意図的に福祉コミュニティの形成をめざす活動」を展開するためのヒントや目安となるものとして作成されました。

また、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」には、学区福祉委員会を事業主体として想定した事業メニューがありますが、この手引きには、主にそれらの展開を中心に、学区福祉委員会が総代会や学区社会教育委員会等と連携して小地域福祉活動に取り組む際のポイントや留意点等も記しています。

この手引を参考にしながら、各学区福祉委員会が創意工夫を重ねつつ、地域の福祉ニーズを踏まえた、より質の高い小地域福祉活動を展開されることを期待致します。

岡崎市・岡崎市社会福祉協議会

# 目次

## 第I部

<b>1. 学区福祉委員会活動の目的（誰もが安心して暮らせる「共助」の地域づくりをめざす！）</b> .....	4
1-1 学区福祉委員会活動は、何のためにするのですか？ .....	4
1-2 地域住民がかかえる不安や困りごととは何ですか？ .....	4
1-3 学区福祉委員会活動と福祉コミュニティの関係は？（長期的な小地域福祉活動の目標） .....	5
1-4 なぜ学区での取り組みが必要なのですか？（7つの背景） .....	5
<b>2. 学区福祉委員会の組織づくり（委員会の発足からメニュー事業の実践）</b> .....	7
2-1 委員会発足の準備！ .....	7
2-2 規約、ルール、役割等を定める！ .....	7
2-3 具体的な活動に取り組む！ .....	7
2-4 推進組織（協議機関）と実行組織（実働部隊・協働組織）を整理する！ .....	8
①推進組織（協議機関）としての側面 .....	8
②実行組織（実働部隊・協働組織）としての側面 .....	8
<b>3. 活動と活動プロセスのイメージ</b> .....	10
3-1 小地域福祉活動はどのような手順ですめると良いでしょうか？（PDC サイクル） .....	10
3-2 具体的な活動の手順はどうなりますか？（段階別手順） .....	10
①推進組織づくり .....	10
①実行組織づくり .....	11
①活動計画を立てる .....	11
②活動の実践 .....	11
③活動を振り返る（活動の点検・評価） .....	11
<b>4. 地域の福祉ニーズをキャッチするとは？</b> .....	12
4-1 「気づき人間」になりましょう！ .....	12
4-2 自分の生活の回りを見渡してみましょう！ ～日常のお付き合いの範囲で～ .....	12
<b>5. プライバシーの保護！</b> .....	13
5-1 学区福祉委員会内でのプライバシーを守る申し合せ .....	13
5-2 プライバシーと考えられるものの共通理解 .....	13

<b>6. 社会福祉協議会の活用！</b> .....	14
6-1 福祉委員会活動をすすめる上で困った時 .....	14
6-2 社会福祉協議会との連携による学区福祉委員会活動の展開 .....	14
<b>7. 専門機関との連携！</b> .....	15
7-1 連携先 .....	15
7-2 連携のイメージ .....	16
<b>8. 自分たちの活動を評価しよう！</b> .....	17
8-1 活動の評価とは？ .....	17
8-2 評価の視点とは？ .....	17
8-3 評価はいつ行うか？ .....	17
<b>9. 活動財源の問題！</b> .....	18
9-1 活動予算の明確化 .....	18
9-2 事業の見直しによる財源確保 .....	18
9-3 資金力の向上を図る .....	18
 <b>第Ⅱ部</b>	
 1. 学区福祉委員会での取り組み .....	20
2. 学区福祉委員会活動メニューサンプルの概要（「岡崎市地域福祉活動計画」より） .....	21
3. 学区福祉委員会活動サンプルメニュー .....	21
 付1. 小地域福祉活動リーダーの心構え .....	58
付2. 学区福祉委員会 小地域福祉活動計画（記入用シート） .....	60
付3. 学区福祉委員会会則（準則） .....	63

# 1. 学区福祉委員会活動の目的 (誰もが安心して暮らせる「共助」の地域づくりをめざす！)

## 1-1 学区福祉委員会活動は、何のためにするのですか？

わたしたちは、人生のさまざまな段階で、「子育てにストレスや不安を感じる」「急病等いざという時に手助けしてもらえない」「介護に不安だが相談する人がいない」「福祉制度をどのように利用したらいいかわからない」「歩行が困難なため通院が思うようにできない」「定年後の地域活動への参加方法がわからない」など、さまざまな困りごとに出会い、不安な状態に直面するおそれがあります。

学区福祉委員会活動は、学区という身近な生活の場（小地域）において、住民のライフステージに起こり得るこのような不安や困りごとに対応し、だれもが安心できる地域づくりをめざす活動です。

いわば、「公助」「共助」「自助」のうちの「共助」にあたる活動を、地域住民が力をあわせ、専門機関と協力しながら進める住民自身による自主的な小地域福祉活動が学区福祉委員会活動です。

## 1-2 地域住民がかかえる不安や困りごととは何ですか？

- ① 90歳の夫を85歳の妻が介護
- ② 脳卒中で倒れてから、閉じこもりに
- ③ 家族はいるけど、昼間独居で閉じこもり
- ④ 転勤で岡崎へ、知らない土地での子育てに不安
- ⑤ 遊び友達がいない障がい児

学校では元気なA君も、地域では一人ぼっち・・・



- ⑥ 情報が伝わらない障がい者

Bさん夫婦（夫60歳、妻55歳）は聴覚障がい者。町内会役員が町内のゴミ出しの日と場所の変更を伝えにきたが、何をいっているかがわからない・・・

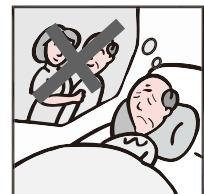
- ⑦ 障がいに対する理解不足や偏見

精神障がいに対する理解がないために、かわりを避けたり排除したりする・・・

- ⑧ 困りごとはあるのに、福祉サービス等の利用を断る家族

- ⑨ 亡くなってから1週間後に発見

近所のことなら何でもわかると思っていた地域で孤立死が・・・



- ⑩ 定年退職後、地域での社会参加のきっかけがない

### 1-3 学区福祉委員会活動と福祉コミュニティの関係は？（長期的な小地域福祉活動の目標）

地域における人々のコミュニティ（共同体）は昔からありましたが、今日では次第にコミュニティでの交流（絆）がうすれてきています。先にも述べたように、コミュニティといっても、①相互につながりを持たない「単なる人々の集まり」であったり、②一定のつながりを持った「一般的なコミュニティ」であったり、③意図的に「福祉コミュニティ」を追求しているところであったりと、岡崎市内でも地域ごとにさまざまなレベルのコミュニティがあります。しかし、阪神・淡路大震災以降、各地で起こっている自然災害の後の地域復興、地域再生をみると、上記の②から③のレベルをめざすことなしには、地域において人々が連携し、自分たちの地域を自分たちの力で育てていくことは困難であるように思えます。つまり、地域住民の一人ひとりができる範囲で「自助」に努め、「公助」の水準を要求しながら、一方で「共助」にも積極的に取り組むことなしに、コミュニティの質を高めることはできないということです。

ここでいう「福祉コミュニティ」とは、さまざまな地域活動を行う際に、常に子どもから高齢者までの福祉の問題を意識下におき、そうした人たちの日常生活に目を向けたり、必要な配慮をしたりできるコミュニティをいいます。その意味では、学区福祉委員会活動は、学区という小地域において「福祉コミュニティづくり」をめざす「実践の場」であるといえます。行政役割（＝「公助」）を重視しながら、地域で暮らすハンディキャップをもつ人たち（高齢者・障がい者等の当事者）の人権がコミュニティの力によって守られるような小地域活動が学区福祉委員会の活動イメージです。

### 1-4 なぜ学区での取り組みが必要なのですか？（7つの背景）

◎小地域＝「学区」とは、地域住民にとっての「生活の基礎範囲」をさします。

一般に小地域福祉活動（＝岡崎市でいう学区福祉委員会活動）の「小地域」とは、以下の4つの場をさします。

- ①地域住民が、日常生活をおくる場
- ②地域住民が、必要に応じて福祉サービスを活用する場
- ③地域住民が、身近な福祉ニーズに気づき、何らかの福祉活動を行う場
- ④地域住民が、自らの力で「福祉コミュニティ」を形成できる場



一言でいえば地域住民にとっての「日常生活の基礎範囲」です。

具体的にいうと「小地域」とは、概ね以下のエリア（小学校区及び町内）をさします。

**岡崎市・・・ 全市域 > 中学校区 > 小学校区 > 町内**

\*ただし、自治体等によっては、小地域の定義を、便宜上、中学校区にしているところもあります。

◎7つの背景

①学区という小地域をエリアとすることで、かゆいところに手が届きます！

地域福祉活動には、課題によって全市的に取り組んだ方が良いものもあれば、中学校区、小学校区等のより狭いエリアで取り組んだ方が良いものもあります。岡崎市のように概ね小学校区を単位とするエリア設定は、地域住民の不安や困りごとにきめ細かく対応する上で有利な側面をもっています。

## ②通える範囲、訪問できる範囲での活動が、継続性を担保します！

地域福祉活動は、活動に参加する人も、活動を企画・提供する人も負担の少ない範囲で行うことが必要です。その意味では通える範囲でのサロン活動、訪問できる範囲での激励訪問等が、意義ある活動を継続していく上で大事な要素となります。エリアが広がることで対象者が増え、活動の頻度が増え、生活圈域以外の知らない人たちとやりとりすることは参加者・提供者双方にとって負担やストレスとなるおそれもありますので、学区等の適切なエリアの設定が必要となります。

## ③学区で継続することで、福祉コミュニティの力が蓄積されます！

福祉コミュニティの形成という目標との関係を考えれば、それは一朝一夕で実現できるものではなく、小地域福祉活動の継続とノウハウの蓄積によって達成できるものです。継続とノウハウの蓄積のためにも学区という一定の合理性のあるエリアでの活動がふさわしいといえます。

## ④個人情報保護に伴う活動上の支障が回避できます！

昨今、急速なケータイ・ネット社会の展開を反映して、個人情報保護を徹底することが時代の要請となっています。しかし、一方で、従来行われていたような行政データを活用した要援護者支援等の小地域福祉活動が行いにくくなっているという実態もあります。その点では、岡崎市のように町内単位やそれを基盤とした小地域である小学校区（＝学区）をエリアとすることで、行政データに依存しない小地域福祉活動を展開することが可能となります。

## ⑤総代会・学区社会教育委員会等との連携・協働を図るためです！

学区には既に自治連絡組織としての総代会や生涯学習等に取り組む学区社会教育委員会があり、相当の役割を果たしています。岡崎市でのそのような伝統的で実績のある組織・団体も、概ね小学校単位の学区に区分されていることから、小地域福祉活動も連携すべき対象と同じエリアとするのが合理的です。

## ⑥地域のボランティア団体等との連携を図るためです！

同様に学区には既に地域に根ざしたさまざまなボランティア団体等があります。そのような団体との強固な連携を図りながら福祉コミュニティを形成するには、関係する団体と福祉ニーズを共有できるエリアでの活動展開が必要です。

## ⑦みんなで活動すると、一人ではできないことが可能になります！

激励訪問、福祉マップづくり、サロン活動、三世代交流会などは、意義が理解できてもなかなか一人では担えない活動です。学区を単位として、顔の見える関係がある地域住民がみんなで取り組むことで「協働の場」が形成され、それが結果的に地域住民のニーズを解決することにつながります。みんなで活動することは、活動の継続性を担保したり、創意工夫を施したりすること、反省しながら活動をリニューアルすることにもつながります。

## 2. 学区福祉委員会の組織づくり (委員会の発足からメニュー事業の実践)

### 2-1 委員会発足の準備！

学区福祉委員会活動は、特定の人ができるものではありません。できれば小地域（学区）ぐるみで取り組みたいものです。とはいえ、発足にあたっては発起人等が必要になりますので、総代会や社会教育委員会の役員経験者、民生委員児童委員、地域のボランティア団体の代表者等、地域福祉について問題意識の高い人たちが一肌脱いで、発足時に一定のリーダーシップを発揮する必要があります。その際、社会福祉協議会のサポートも受けることができます。

発足にあたっては、地域住民はもとより、できるだけ何らかのハンディキャップをもつ人たち、学区内の関係団体、学区内の専門機関など、より多くの人たちが参加できるように、広範囲に呼びかけましょう。そして、学区福祉委員会の必要性・意義、総代会・学区社会教育委員会との役割分担等について、率直に協議し、イメージのすり合わせをしておくことが大切です。



### 2-2 規約、ルール、役割等を決める！

学区福祉委員会の発足にあたっては、当面の最低限の規約、ルール、役割等を決める必要があります。規約やルール、役割分担等は、具体的な活動を展開する中で修正する必要がありますので、発足時には暫定的に合意できるものがあれば良いでしょう。(→学区福祉委員会会則準則 P63)



### 2-3 具体的な活動に取り組む！

学区福祉委員会活動のような小地域福祉活動は、委員会自らが活動することのみならず、学区内の各種団体や個人の力を活かしながら、「福祉コミュニティ」の形成をめざす活動です。しかし、福祉委員会自体が一組織として目に見える具体的な活動を行わないと、住民には見えにくいものとなってしまいます。いうまでもなく、小地域福祉活動では、住民から認知されることが大切ですので、委員会を発足させたら、小さいことからでも具体的な活動に取り組むことが大切です。活動を通じて、より具体的な福祉ニーズが見えてくる面もあります。

具体的な活動の考え方・手順等については、「岡崎市地域福祉活動計画」で想定されたメニューのサンプルを、この手引きのP22以降に掲載していますので、これらのケースの中から自分たちの学区の二



ズに近いものを抽出し、取り組む方法もあります。なお、各ケースは、概ね最大公約数的な考え方や手順を例示したに過ぎません。実践にあたっては、各学区福祉委員会で学区の実情に合わせた改良や創意工夫をして頂ければ結構です。



## 2-4 推進組織(協議機関)と実行組織(実働部隊・協働組織)を整理する！

ところが、具体的な活動を展開する中で、学区福祉委員会が直接担える活動には限りがあることがわかってきます。つまり、学区福祉委員会で必要性等を協議したとしても、学区福祉委員会の役員クラスの人たちが自ら直接担当できる活動は限られており、活動できる範囲は役員やメンバーの数や能力に比例するということです。また、ハンディキャップをもつ人々に対する個別支援活動など、当事者のニーズに近づけば近づくほど、委員会のメンバーだけではできない活動が少なくないことがわかってきます。

もちろん、活動できるメンバーが多い委員会では、可能な範囲で積極的に活動をすれば良いのですが、学区福祉委員会のあり方については、そもそも次のように捉える必要があります。

### ① 推進組織(協議機関)としての側面

学区福祉委員会は、基本的に**推進組織(協議機関)**であるという捉え方や位置づけです。

P9の図にもあるように、学区福祉委員会は、総代会、学区社会教育委員会、民生委員児童委員協議会など広範な学区内の団体や個人によって構成することを想定していますが、このイメージでは学区福祉委員会は、地域福祉活動の実働部隊というよりも、主に地域の生活課題や福祉ニーズをキャッチ、分析し、それに対する対応策を協議する場として位置づけられます。もちろん、委員会のメンバーや役員自身が直接その活動を担うことを否定するものではありませんが、主な機能としては、学区内の地域福祉活動のあり方の検討、小地域福祉活動(学区福祉委員会活動)の計画づくり、年次課題の整理などを行うというものです。

### ② 実行組織(実働部隊・協働組織)としての側面

上記①で述べたように、委員会のメンバーや役員自身が直接その活動を担うことを否定するものではありませんが、地域の福祉ニーズに具体的に対応するには多くの人材や組織体制が必要となります。仮に学区福祉委員会の機能を、先の①のように整理すると、具体的な活動は推進組織(協議機関)である学区福祉委員会そのものでというよりも、むしろ別の**実行組織(実働部隊・協働組織)**を活かして行うと考えた方が合理的です。この実行組織には、既存の学区内外のボランティア団体、老人クラブ・子ども会などの地域団体、NPO法人、民間事業者などを含みます。また、ニーズに応じて必要な組織を立ち上げて良いですし、福祉委員会内部の各種委員会のメンバー等が実行組織(実働部隊・協働組織)となる等も考えられます。なお、委員会で検討するの中で、ある問題が福祉ニーズというよりも、

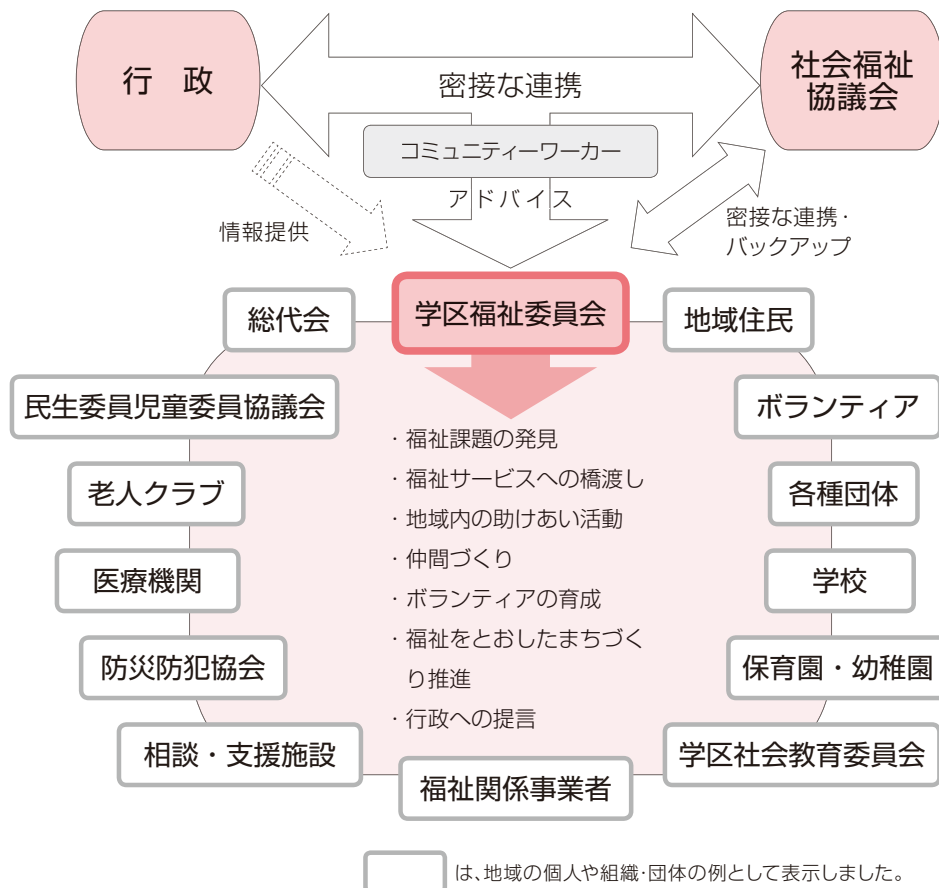
もっと範囲の広い地域の生活課題のようなものであると認識された場合には、総代会や学区社会教育委員会が担った方が良い場合もあるでしょう。



いずれにしてもここで大切なのは、一般に小地域福祉活動を展開するには、**推進組織（協議機関）**と**実行組織（実動部隊・協働組織）**が必要であること。そして、両組織は必ずしも表裏一体である必要はないという点です。このような考え方は、先行している学区福祉委員会でもまだ取り入れられていないと思われませんが、委員会活動の本来イメージ、または将来イメージとして理解していただけると良いと思います。

図

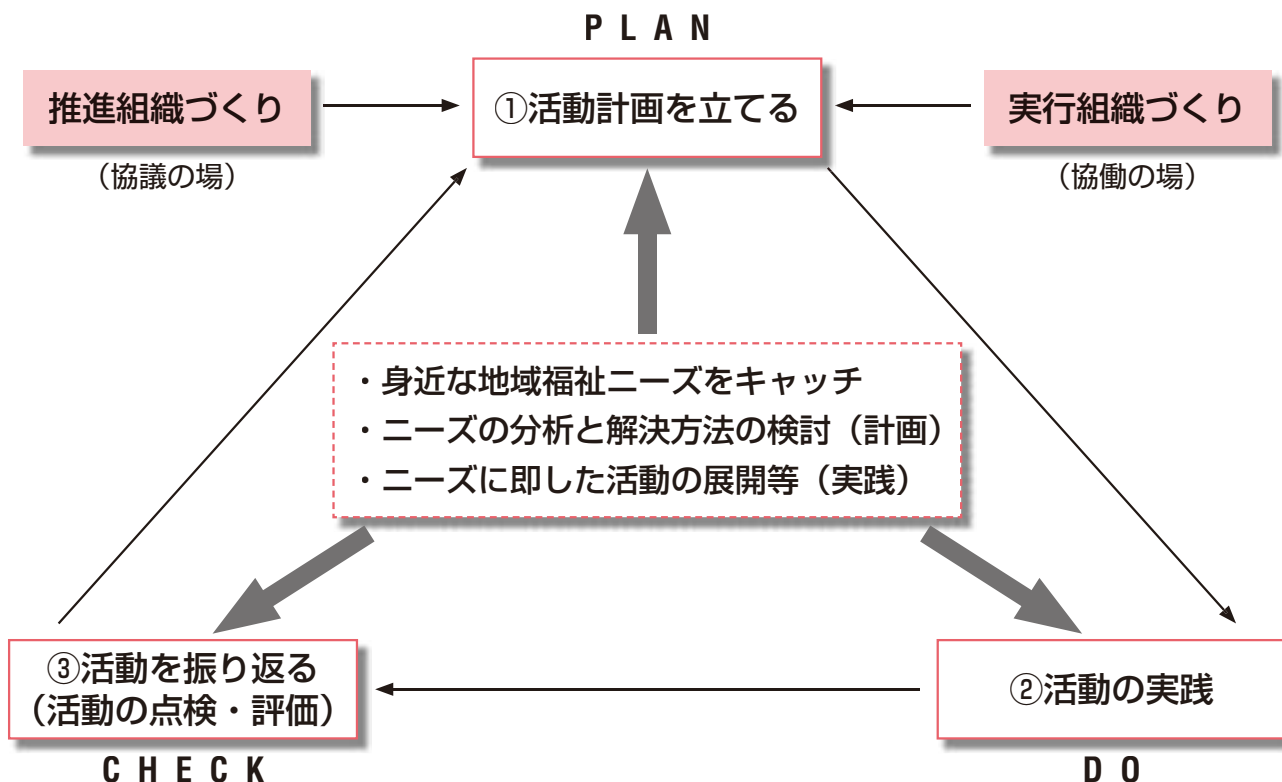
活動団体間の連携・協力体制の確立イメージ図



## 3. 活動と活動プロセスのイメージ

### 3-1 小地域福祉活動はどのような手順ですとすると良いでしょうか？（PDCサイクル）

前項「2」で述べたような組織の整理ができるかどうかは別にして、一般に小地域福祉活動のイメージは次のようになります。



小地域福祉活動は ①～③の繰り返しです。繰り返す過程で活動の質が高まります。

①～③を繰り返す過程で、

- 1) 地域の身近な生活課題、福祉ニーズを、常に明らかにすることが大切です。
- 2) 必要に応じた広報活動や学習会を実施し、地域住民の理解と共感の輪を拡げることが活動をスムーズに進めるコツです。
- 3) 時にやりっぱなしや自己満足になりやすい面がありますので、振り返りを大切にしましょう。

### 3-2 具体的な活動の手順はどうなりますか？（段階別手順）

①推進組織づくり・・・ P7～9、P14「6」参照

- 1) 総代会、学区社会教育委員会等と協議の上、学区内の関係団体、個人を結集した学区福祉委員会を設立します。

### ①実行組織づくり・・・ P7～9、P14「6」参照

- 1) 設立された学区福祉委員会が優先して取り組む事業を決め、役員等を中心に実行するか、当面、既存の関係団体の中からふさわしい団体に担ってもらうかを決めます。
- 2) 既に先行している学区福祉委員会においては、事業計画等を踏まえながら、機会をみて実行組織のあり方について検討します。

### ①活動計画を立てる・・・ P12「4」、P14「6」、P18「9」参照

- 1) 関係者との十分な合議の上で活動計画を立てましょう。
- 2) キャッチした福祉ニーズのすべてに取り組むのは無理です。①緊急性の高いもの、②多くの人の支持が得られやすい具体的でわかりやすいもの、③自分たちが活動すれば解決することができ、早く効果があらわれるもの、④つぎの段階の活動や他の分野へも発展していく要素をもっているもの、などを考慮し優先課題を設定しましょう。
- 3) 社会福祉協議会の学区担当職員と協議しましょう。
- 4) 活動計画を立てる時、あわせて収支計画も立てましょう。収入としては、①社協からの助成金、②寄付金などが考えられます。用途を明確にして支出の透明性を確保しましょう。

### ②活動の実践・・・ P13「5」、P14「6」、P15「7」参照

- 1) 実行組織にあたる団体、メンバー、個人は、推進組織としての学区福祉委員会や関係する専門機関との連携を常に心がけましょう。
- 2) 活動によっては、あらかじめ協力者やボランティアを募集するなど、必要な人員を確保できるように努めましょう。
- 3) 活動によっては、事前に学習会を行うなどして活動についての理解を深めるとともに合意形成を大切にしましょう。
- 4) 活動にあたっては、役割分担や責任体制を明確にするとともに、なるべく多くの地域住民に参加を促してみんなで進めることが大切です。
- 5) 活動の進捗状況を広報、口コミ等で、タイムリーに住民に周知していくことも大切です。
- 6) 活動中も社会福祉協議会の学区担当職員と連携を図りながら進めましょう。

### ③活動を振り返る（活動の点検・評価）・・・ P17「8」、P18「9」参照

- 1) 活動の点検・評価は、①一つの活動が終了した時、②年度の終了時、③中長期の活動計画が終了した時にタイムリーに行いましょう。いずれも、次の活動につなげる視点で行うことが大切です。
- 2) なお、点検・評価は、実践者である自分たちの目線からだけでなく、利用者・参加者の満足度や変化という他者の目線からも行われるように心がけましょう。
- 3) 時には第三者（部外者）の目で活動内容を客観的に評価してもらうことも必要です。
- 4) 学区福祉委員会の代表者が集い、自分たちの活動内容・成果を発表し、全市的に広げられるような経験交流を行いましょ。

## 4. 地域の福祉ニーズをキャッチするとは？

### 4-1 「気づき人間」になりましょう！

地域の福祉ニーズは、日常生活の中にあります。そこに生活している住民が一番の「気づき人間」になり得るのです。小地域福祉活動は、住民みんなの貴重な労力と時間をかけ熱意をもって行う活動です。そのためにも地域の福祉ニーズを的確に把握することが、何よりも大切です。時にキャッチした福祉ニーズが、学区福祉委員会の手には負えないものであったりしますが、その場合でも専門機関と協議して何らかの解決策や方向を見出すことが大切です。認識が共有されることで、一体感を持って地域の福祉ニーズを考える風潮が形成されてきます。

### 4-2 自分の生活の回りを見渡してみよう！ ~日常のお付き合いの範囲で~

身近にこんな問題はありませんか？ チェックしてみましょう！ これらはすべて福祉ニーズといえるものです。

- 介護者自身が疲れきって、倒れそうになっている世帯はありませんか。またそれに至らなくても、あてにできる人がなく、不安に思っている世帯はありませんか？
- 要介護状態ではないものの、買い物・移動等に支障がありながら助けを求めないでいる世帯や人はいませんか？
- 高齢者夫婦世帯で、どちらも虚弱であったり、どちらかが病気や障がいのために困っている世帯はありませんか？
- 昼間はひとり暮らしの状態になっている要介護高齢者はいませんか？
- 話し相手がほしいと寂しがっている人はいませんか？
- 火事などで罹災した時に、避難が困難な人をおかかえている世帯はありませんか？
- 何らかの理由で社会との交流を断ってしまい、孤立している世帯や人はいませんか？
- 定年退職後の地域活動への参加に際して戸惑っている人はいませんか？
- 子育て中の母親で不安やストレスをおかかえている人はいませんか？

## 5. プライバシーの保護！

日常生活の中で、私たちは適切な人間関係（友人関係・近隣関係等）を形成するために、たとえ親しい間柄であってもその人のプライバシーに関して他人に口外して良いこと、良くないことを慎重に判断しながら生活しているものです。小地域福祉活動にとっても、活動相手（支援対象）のプライバシーを守るということは、最低限のエチケットとして守られなければなりません。学区福祉委員会活動においても、差し当たり次のような点については、確認しておく必要があるでしょう。

### 5-1 学区福祉委員会内でのプライバシーを守る申し合せ

だれにも他人には知られたくない秘密（プライバシー）があることを理解しましょう。小地域福祉活動は、地域住民が困っているときに相談にのり、手助けをする活動です。したがって、たすけあいに必要のない個人情報や根ほり葉ほり聞き出すことは避け、必要最小限にとどめましょう。活動の中で信頼関係ができれば、自然と相手が語ってくれて相手の生活の様子がわかってくるものです。

- ①活動上知り得た秘密は、不特定多数の他人に口外してはいけません。噂となって広がれば、信頼関係は一気にくずれてしまいます。
- ②活動上知り得た個人情報は、相手が困っている問題を解決することのみに活用し、他の目的には使わないようにしましょう。
- ③対象者の名簿など、個人の情報に関する資料の保管管理には万全を期し、みだりに他人の目（家族を含む）にふれないようにしましょう。
- ④プライバシーを保護することは当然ですが、明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態が発生した時、あるいは、客観的にそのおそれがあると判断された時は、生命や身体の安全を守ることを優先しましょう。
- ⑤プライバシーに触れることと侵すことは根本的にちがうとの見地に立って、プライバシーの保護を理由にして、学区福祉委員会活動が消極的にならないようにしましょう。

### 5-2 プライバシーと考えられるものの共通理解

一般にプライバシーと考えられるものは次のとおりですが、これらの中には的確な地域福祉活動のためには必要な情報も含まれています。したがって、全く触れてはならないというのではなく、情報の収集、他者への提供に関しては本人の意向を踏まえるとか、むやみに口外しないという態度原則を確立することが必要です。

- |  |
|--|
| ①年収、資産、納税額などの財産状況、②家族や親族等の家庭内の生活状況、③支持政党や宗教等の主義・主張、④本人の病歴や身体障がい等の状況、⑤学歴・職歴、⑥生活保護等、公的サービスの受給歴、⑦刑法及び民法上の違反歴、⑧結婚及び離婚歴、⑨現住所・電話番号、⑩出生地、⑪趣味・嗜好など |
|--|

## 6. 社会福祉協議会の活用！

### 6-1 福祉委員会活動をすすめる上で困った時

小地域福祉活動をすすめる上で困った時などは、社会福祉協議会に相談しましょう。

社会福祉協議会は、学区福祉委員会活動、ボランティア活動等の住民の地域福祉活動を積極的に推進する団体であるとともに、地域福祉サービスセンター等の専門機関を併設しているところです。

各種団体との連携、学区内のボランティア団体の情報、講師の紹介等、どんなことでも構いません。小地域福祉活動に関することでしたら、一度、社会福祉協議会にお尋ねください。社会福祉協議会には学区福祉委員会活動の支援を担当する職員が配置されています。

### 6-2 社会福祉協議会との連携による学区福祉委員会活動の展開

- ①活動する中で気づいたこと、学区単位での取り組みにはふさわしくない事柄やむしろ「公助」の範囲で全市的に取り組む必要があると思われる課題等は、社会福祉協議会に積極的に提言し、社会福祉協議会の理事会に反映したり、行政ルートに乗せたりすることも大切です。
- ②学区福祉委員会活動を活性化させるには、学区ごとの「小地域福祉活動計画」（学区計画）を策定し見通しをもった活動をすることが大切です。そのノウハウの提供と策定支援を社会福祉協議会に求めましょう。
- ③学区単位の成功事例等の経験交流をすることで、活動のノウハウを分かち合い、有効な活動を全市に広げるために、「岡崎市地域福祉活動計画」に盛り込まれた地域懇談会、(仮称)学区福祉委員会連絡協議会(P44)の開催に積極的に協力しましょう。
- ④学区福祉委員会と社会福祉協議会の連携を強化するために、学区福祉委員会の代表者が、社会福祉協議会の役員に選出されることなども必要です。

## 7. 専門機関との連携！

先にも述べたとおり、キャッチした地域福祉ニーズの中には、学区福祉委員会活動だけでは解決できないものも含まれます。社会福祉協議会以外にも、行政、医療機関、保育所、学校、地域包括支援センター、社会福祉施設などの専門機関、専門職と住民が協働・連携してこそ相乗的にお互いの力が発揮される課題もあります。例示的に述べれば、次のようになります。

### 7-1 連携先

ニ ー ズ	連 携 対 象
小地域福祉活動全般に関すること	社会福祉協議会 (コミュニティワーカー・学区担当の職員)
住民の健康や暮らしに関するニーズ	市の医療・保健・福祉担当課 (市職員・保健師・社会福祉士・精神保健福祉士) 医師会・主治医
災害時要援護者の支援ニーズ	市の防災・福祉担当課 消防署
子育てやその環境に関するニーズ	県の児童相談所・市の福祉担当課 保育所(子育て支援センター)、児童福祉施設 学校
学区内の活動拠点の確保	市の福祉担当課 学区内の社会福祉施設
学習活動や健康講座等への講師の派遣等	市教育委員会 市の保健所
通所型施設でのボランティア活動	通所介護事業所 通所型障がい者支援施設
高齢者の介護相談	在宅介護支援センター、地域包括支援センター 学区内の介護保険施設、居宅介護支援事業所
子どもや高齢者の虐待等	県の児童相談所 市の福祉担当課 地域包括支援センター 警察署



## 7-2 連携のイメージ

### 【連携イメージ 1】 日常的な相談・協議を通じて活動の活性化を図る(社会福祉協議会との連携 )

小地域福祉活動には、ともすれば小地域での自己完結的な活動になりやすい一面があります。

しかし、地域性を踏まえた活動が市内の各学区で取り組まれているということは、他の学区の活動を真似たり、参考にしたりしながら進めると良い部分もあれば、活動の障害となっている事柄の解決策が他の学区の経験知として蓄積されていたりする場合もあります。その点では、全市的に学区委員会の情報をキャッチしている社会福祉協議会と日常的な連携を図り、相談・協議をしながら活動を展開することが大切です。

### 【連携イメージ 2】 地域の身近な社会福祉施設を地域住民で支える(社会福祉施設等との連携 )

介護職員の人材不足で困っている地域の社会福祉施設に住民がボランティアとして入り、軽作業を手伝うなどは比較的执行しやすい連携です。これは、例えば、障がい者支援施設、認知症高齢者共同生活介護（グループホーム）、通所介護事業所等、地域にある社会福祉施設等を、地域の貴重な財産（社会資源）として捉え、その運営を地域ぐるみで支援するということです。

### 【連携イメージ 3】 身近な公共施設等に「出会いと活動の場」をつくろう(公共施設との連携 )

学区市民ホーム、ふれあい交流館、保育所や小学校の一角、社会福祉施設の一角等を利用（借用）しての高齢者のいきいきサロン、子育てサロンなどを実施します。

公共施設等は小地域福祉活動の推進に、場所の提供を通じて貢献するほか、地域住民に施設の本来機能への理解を深めてもらう機会にもなります。限られた公共施設の活発な運用が求められる部分です。

### 【連携イメージ 4】 地域ぐるみで学習会に専門家を呼ぼう(専門機関・専門家との連携 )

学区で福祉をテーマにしたタイムリーな学習会等を企画し、専門家に講師にきてもらいます。

例えば、介護保険制度の活用、生活福祉資金の貸付制度、認知症や寝たきりの予防、健康管理等をテーマにした学習会を企画し、市職員、保健師、医師、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、社会福祉施設職員を招く等が可能です。依頼交渉は面倒な側面もありますが、依頼交渉というやりとりの中で相互理解や交流が生まれます。

### 【連携イメージ 5】 個別支援活動を専門機関と協働してすすめよう(専門機関・専門家との連携 )

要援護者の日常生活にまつわる個別支援活動は専門機関が関与して行いますが、地域で孤立させないための「近所付き合い」や見守り活動、軽易な生活支援（電球の交換等）などは専門機関の業務に含まれていない場合があります。そのような場合、専門機関と協働して住民自身が担える領域があります。

また、市が進める「災害時要援護者支援制度」の運用（具体的避難誘導、安否確認等）に関しても、地域の関わりがないと実効性のないものが多いため、連携・協働の具体的検討が必要です。

## 8. 自分たちの活動を評価しよう！

### 8-1 活動の評価とは？

活動の評価は、次の活動へ発展するための総括（まとめ、反省）です。良かった点、悪かった点の両面から点検していきましょう。

### 8-2 評価の視点とは？

活動の評価をする際には、一般に次の5つの視点が必要です。

- ①当初の活動目標がどれだけ達成されたか？
- ②一連の活動の展開過程（プロセス）がどうだったか？
- ③活動に参加した人たちの手応えがどうだったか？
- ④活動を通してどれだけの人々が相互に交流し、結びつきを得たか？
- ⑤地域の福祉コミュニティの形成にどのように役立ったか？

### 8-3 評価はいつ行うか？

活動の評価は、役員だけでなく、活動に参加した人、活動の対象になった人、外部の第三者など多くの人の参画を得ながら行いましょう。

評価を行うタイミングとしては、次の機会を利用しましょう。

- ①個々の活動を実施した後
- ②年度末報告と次年度計画を立てる時
- ③中長期の「小地域福祉活動計画（学区計画）」を見直す時

## 9. 活動財源の問題！

### 9-1 活動予算の明確化

学区福祉委員会の財源には、①社会福祉協議会からの助成金、②市からの委託費、③寄付金などがあげられますが、地域の広範な福祉ニーズに対応する活動を展開するには十分な予算が確保できていない状況です。そこでまず大切なことは、この活動資金を「何に、いくら使うか」という活動用途を明確にすることです。「予算執行は例年通り」としているところはないでしょうか。用途の不明確さは、無駄使いを生み出す原因ともなりますから、十分注意しましょう。

一般論ですが、予算化するには、今年どのような活動をするのか「年間計画」を立てる必要があります。そして、計画した活動にはどのくらいの経費がかかるのか、役員会等で充分協議しましょう。そうした話し合いと透明性のある手続きが、活動資金を効率的に使う第一歩となります。

### 9-2 事業の見直しによる財源確保

限られた財源を有効に活用するには、事業予算を毎年度見直すことが大切です。見直しの視点としては次の3点が大切であり、必ず役員会等で検討することが大切です。

- ①各事業に経費がどのくらいかかっているのか？
- ②それぞれの費用対効果はどのように評価されているか？
- ③それが果たして活動対象となっている人にとってどのような意味を持っているか？

岡崎市の例ではありませんが、県下の小地域福祉活動の中には「敬老会への助成」「地域の運動会への景品の提供」等のように伝統的に地域行事に多くを支出しているところがみられます。これらの活動スタイルに共通している点は、①大掛かりで一時的な取組みであること。②対象者が、いわば「お客さん」となっていること、③対象者の個別ニーズがあまり考慮されていないことなどです。これらは小地域福祉活動でないとは言えないまでも、多くの経費がかかる割には「福祉コミュニティ」の形成をめざす活動とは随分性格が異なるものになります。他にも福祉委員会等を構成する各種団体に均等に活動資金等を配分している例などがみられますが、そのような用途に関しても、個々の事業内容を評価した上で事業単位の助成に切り替えるなど何らかの見直しが必要です。つまり、単に「慣習」で助成するのではなく、事業効果があるのかどうかを点検する必要があるということです。

### 9-3 資金力の向上を図る

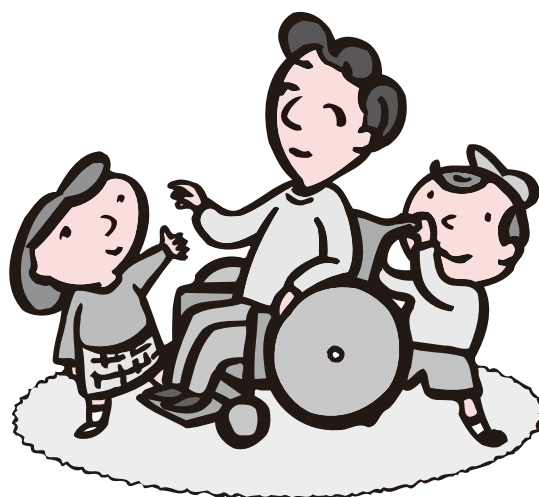
上記のような改善・工夫を踏まえても、なお財源が足りない場合、他から財源を求めます。例えば、何らかのモデル事業を呼び込むことや、総代会、小学校、PTA、民生委員児童委員協議会、社会福祉施

設などの学区内団体との協働事業化を図ることで財源を確保する方法もあります。

また、各種福祉助成団体の事業に応募するなど、社会福祉協議会から情報を得ながら、幅広い財源確保の方策を模索する必要があります。さらに、バザー等による収益事業、学区内の企業への寄付の依頼・広告取り、住民への寄付依頼などがあります。

いずれの場合も、小地域福祉活動の目的とそのための予算の使途を明確にして依頼したり、賛同を得たりする必要があります。それなしには多くの人や団体からの理解を得ることができません。

地域福祉活動に対する各種団体の助成情報は、<http://aichivc.jp/jyosei.html>（愛知県社会福祉協議会 HP）に掲載されています。



# 1. 学区福祉委員会での取り組み

第Ⅰ部で示した小地域福祉活動の目的・組織・活動の進め方を念頭におきながら、改めて各学区福祉委員会で取り組まれると良いと思われることを要約的に示すと次のとおりです。

### ①現在の学区福祉委員会の組織、体制等について

第Ⅰ部の「1. 学区福祉委員会活動の目的」「2. 学区福祉委員会の組織づくり」に照らして、現在の学区福祉委員会の組織、体制について、「現状」の良い点、課題と思われる点をメンバーで出し合うと良いでしょう。

### ②既に取り組まれている事業（活動）

既に設立されて各種事業に取り組んでいる学区では、第Ⅰ部の「3. 活動と活動プロセスのイメージ」「4. 地域の福祉ニーズをキャッチするとは?」「5. プライバシーの保護!」「6. 社会福祉協議会の活用!」「7. 専門機関との連携!」「8. 自分たちの活動を評価しよう!」「9. 活動財源の問題!」に照らして、現在の学区福祉委員会の事業（活動）を率直に評価してみます。

ニーズに即した活動になっているか？ 活動の効果や利用者の満足度はどうか？ 参加者数はどうか？ 共感を得た活動になっているか？ 活動している側の手応えはどうか？ 活動している側の負担はどうか？ 役員以外の協力は得られているか？ 予算・経費との関係でどうか？ 等さまざまな切り口から点検してみると良いです。なお、自分たちの活動を客観的に総括することは難しい面がありますので、必要に応じて社会福祉協議会の担当者や外部の第三者に協力を求める方法もあります。

### ③地域の福祉ニーズの洗い出しや整理

上記②に基づき、あるいは新規に地域の福祉ニーズを見出す話し合いや調査を行います。第Ⅰ部の「4. 地域の福祉ニーズをキャッチするとは?」を踏まえて行うと良いですが、ここではその福祉ニーズに対して具体的な活動が実施できるかどうかという判断を除いて、あくまでも思いつくニーズをたくさん羅列することが重要です。この段階で「できる・できない」の判断をしてしまうと、埋もれたニーズや少数の人の不安や困りごとがあがってきません。小地域福祉活動の守備範囲でないものは、別途、解決方法を考えたり、行政に提言したりすることも想定しながら行いましょう。

### ④福祉ニーズにもとづく事業計画の立案

第Ⅰ部の「3. 活動と活動プロセスのイメージ」の中の「3-2 ①活動計画を立てる」を参考に、当面実施可能な事業（活動）を絞り込みます。絞り込むというのは、上記③であげられたたくさんのニーズに対して優先順位をつけたり、価値判断を行ったりするという意味になります。学区福祉委員会の能力、人員、予算等との関係も意識しながら、目的（何のため・誰のためにやるのか）と手段（どういう方法や手順でやるのか）を明確にしていきます。

### ⑤社会福祉協議会、他機関・他団体との連携

第Ⅰ部の「6. 社協事務局の活用!」「7. 専門機関との連携!」等を踏まえ、どの部分に社会福祉協議会の協力を求めるか、各事業（活動）に際してどのような関連機関・団体が存在するか、具体的な協力依頼や協働はどうあるべきか等を検討します。

## 2. 学区福祉委員会活動メニューサンプルの概要 （「岡崎市地域福祉活動計画」より）

次頁からのイメージ図は、学区福祉委員会の事業（活動）として想定され得る各種事業メニューを、活動イメージ、目的、対象、活動の流れ、副次的効果の順にサンプル的に整理したものです。

これらは社会福祉協議会の「岡崎市地域福祉活動計画」（平成20年度～24年度）に盛り込まれた多くの地域福祉活動の事業メニューの中で、学区福祉委員会が実施主体とされているもの（ケース1～15）と平成20年度に竜谷学区と六ツ美南部学区の福祉委員会で立案された計画の一部（ケース16～18）です。

各学区福祉委員会で前頁「1」で示した取り組みを行う過程で、これらのメニューサンプルからニーズに即した活動を選択したり、活動に対する考え方を整理したりする際に、大いに活用してもらいたいものです。

## 3. 学区福祉委員会活動サンプルメニュー

ケース 1	世代間交流事業（1）	.....	P22
ケース 2	世代間交流事業（2）	.....	P24
ケース 3	福祉マップづくり	.....	P26
ケース 4	災害時要援護者マップづくり	.....	P28
ケース 5	いきいきサロン	.....	P30
ケース 6	健康いきいき教室	.....	P32
ケース 7	子育てサロン	.....	P34
ケース 8	寺子屋キッズ	.....	P36
ケース 9	ふれあい交流事業	.....	P38
ケース 10	男 塾	.....	P40
ケース 11	「地域版」ボランティア養成講座	.....	P42
ケース 12	学区福祉委員会連絡協議会	.....	P44
ケース 13	地域ネットワーク会議	.....	P46
ケース 14	地域福祉交流会	.....	P48
ケース 15	住民協働事業	.....	P50
ケース 16	ふれあいネットワーク活動	.....	P52
ケース 17	孤立死の防止に対するモデル事業	.....	P54
ケース 18	おたよりボランティア活動	.....	P56

※サンプルメニューの右肩の番号は「岡崎市地域福祉活動計画」の整理番号を表します。

# 世代間交流事業(1)

## 活動のイメージ

### 学校における 世代間交流事業

小学校、中学校に地域の高齢者団体や地域団体が訪問するなどして、校内で何らかの世代間交流行事が実施できるようにします。

### 地域(学区)における 世代間交流事業

小学校、中学校の協力を得ながら長期休業期間中に、地域で三世代交流行事が企画、実施できるようにします。

### 地域行事の中での 世代間交流事業

地域団体が主催する年間行事の中に、世代間交流ができるプログラムを組み入れます。

## 目的

親・子・孫と世代間の交流を通じて、世代間の理解と地域文化の継承を目指します。

## 対象

学齢期以上の地域住民

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

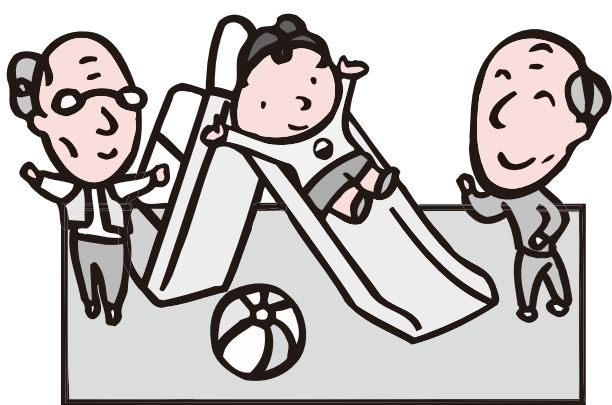
.....

.....

.....

.....

.....



## 活動の流れ

1

### どのようなタイプの世代間交流を行うかを決めます。

「学校」「地域」「地域行事の一環」によって方法等が変わってくるのでいずれかを選択します。

2

### タイプによって準備方法を工夫し、事業計画を立案します。

- 1)「学校」で実施する場合には、学校で教育計画、年間行事等の中に位置づけていただけるか否か、学校側の判断が必要となります。そのため、学区福祉委員会から趣旨の説明、提供できるプログラムの提示等をする必要があります。
- 2)「地域」で実施する場合には、会場の確保、参加対象者（世代）の選定、小学校等との合意形成が必要となります。また、事業規模、子どもの交通手段等について協議し、プログラムの具体化を図ります。必要に応じて支援者を確保し、協力が得られるようにします。
- 3)「地域行事」の中で実施する場合は、どの行事とするか、会場の確保、対象学童（世代）の選定、小学校等との協議、事業規模、子どもの交通手段等について協議し、プログラムの具体化を図ります。また、必要に応じて支援者を確保し、協力が得られるようにします。

3

### 世代間交流事業の実施

事業計画とプログラムに沿って、世代間交流事業を実施します。時間帯に関わらず、子どもの送迎については十分な配慮を要します。

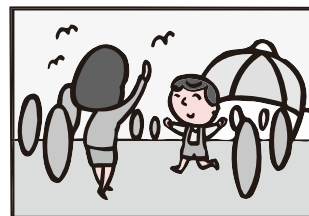
4

### 世代間交流事業の成果と参加者の満足度の把握

事業の中での話し合いやアンケートを通して交流事業の成果や参加者の満足度を把握するようにします。

5

### 終了後に事業を総括し、得られた教訓等を整理し、次の活動につなげます。



## 副次的な効果

- ①学校側には、地域の人的・物的資源を活かした教育課程のバリエーションを検討する機会を提供します。
- ②児童には、学年を越えた子どもどうしの交流の機会を提供します。
- ③大人には、地域の教育力を考える機会を提供し、地域団体においては活動の活性化につながります。



# 世代間交流事業(2)

## 活動のイメージ

子どもを含めた三世代というイメージではなく、子育て中の父親からいわゆるアクティブシルバー世代を含めた幅広い男性層が学区内で相互交流できる機会を創出します。

男の料理、将棋、囲碁、健康麻雀、木工、絵画、楽器等を覚え、楽しめるような場を創設します。

受動的参加ではなく、参加者自らが講師を務め合うような機会も設けます。

## 目的

20歳代から60代～70代のアクティブシルバー世代の能力活用と地域活動への参加のきっかけづくりを目指します。

## 対象

学区内の男性

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



## 活動の流れ

1

**取り組む講座メニューをリストアップします。**

場所・回数・費用等を勘案し、重装備のいない講座メニューをリストアップします。

2

**リストアップした講座の講師等を務められる人を広く募集します。**

会報等で周知するとともに、関係者の知人等のルートも追求します。

3

**応募のあった講師と講座のイメージをすり合わせる等して、開講計画を検討します。**

内容に応じて、規模、回数、最少催行人数、工程等のイメージ等を具体化します。

4

**講座参加者の募集と講座の開催**

回覧板、チラシ、口コミ等で周知するとともに、関係者の知人等のルートをも追求し参加者を募ります。



5

**取り組みを総括し、参加者の満足度等を確認します。**

各講座の終了時に参加者・企画者双方の振り返りを行い、次の企画に活かします。

## 副次的な効果

- ①学区内のさまざまな人材の開拓につながります。
- ②講師、参加者ともに地域に目を向け、地域参加の機会を得ることができます。
- ③この活動をきっかけに地域福祉や地域活動に関心を広げてもらうことができます。

# 福祉マップづくり

## 活動のイメージ

### 施設マップ

学区内にある社会福祉施設や公共施設、バリアフリー仕様の商店等をマッピングし、要援護者等に活用してもらえるように配布します。

### 支援者マップ

学区内をさらに町内等の生活福祉圏域に区分し、生活福祉圏域(町内等)ごとの民生委員、学区福祉委員等の支援者一覧を記載し、必要に応じて活用してもらえるように配布します。

### 要援護者・支援者マップ

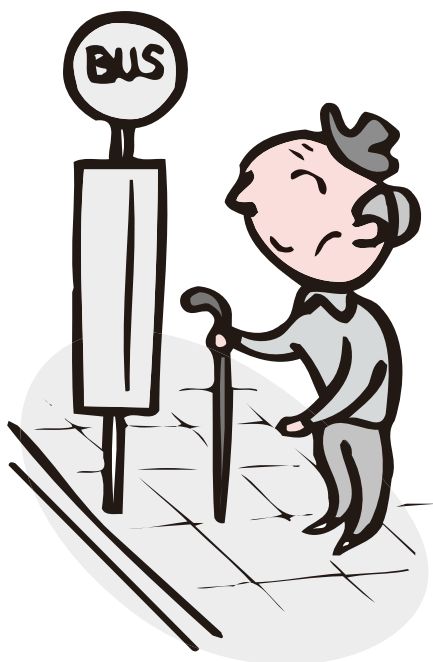
地図上に要援護者世帯とその人(世帯)を支援する人をマッピングします。マッピングの作業過程において要援護者のニーズ把握、支援者の選定等を行います。

## 目的

成果物としての福祉マップやマッピング作業を通じた地域の福祉資源の把握、役割の確認等によってソーシャル・サポート・ネットワーク(社会的支援網)の構築を目指します。

## 対象

外出機会の少ない一人暮らし高齢者世帯、高齢夫婦世帯、障がい者世帯、妊婦世帯等



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 活動の流れ

1

### どのような種類のマップづくりを行うかを決めます。

「施設マップ」「支援者マップ」「要援護者・支援者マップ」によって用途や作り方が変わってくるのでいずれかを選択します。

2

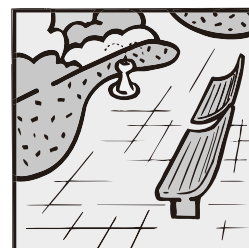
### マップの種類によって作り方を工夫します。

- 1)「施設マップ」の場合には、バリアフリー環境等についての調査を行います。
- 2)「支援者マップ」の場合には、民生委員、学区福祉委員等のみならず、それ以外の支援者やボランティアをも募り、フォーマル、インフォーマルな人的資源を含むようにします。
- 3)「要援護者・支援者マップ」の場合は、具体的な支援者を確保し、協力が得られるようにした上で作成します。

3

### マップを対象者、関係者に配布し、活用を促します。

配布先の選定、配布方法を検討しながら、進めます。



4

### 一定の期間を定めてメンテナンスを行います。

マップのデータは、対象者の動態や社会資源等の変化によって徐々に古くなりますので、タイムリナーなメンテナンスを行います。

5

1年に1回は年間活動を総括し、マップづくりやマップの活用を通して得られた教訓等を整理し、次の活動につなげます。

## 副次的な効果

- ①「施設マップ」の活用により、福祉サービスの活用や社会参加機会の拡大が期待されます。
- ②「支援者マップ」の活用により、早期相談への結びつけや相互扶関係の形成が期待されます。
- ③「要援護者・支援者マップ」の活用による、地域での支え合い活動の展開が期待されます。

# 災害時要援護者マップづくり

## 活動のイメージ

「激励訪問」の対象となる高齢者に加え、災害時に対応が必要となる障がい者等の把握を行い、学区内の対象者をリスト化します。

リスト化された対象者の同意を得て、対象者の住所地と避難場所への誘導経路を記入したマップを作成し、学区福祉委員会で共有の上、対象者にも配布します。

個々の対象者に対する具体的な支援を行う避難支援者を配置します。

## 目的

災害時の救助や避難誘導に役立つマップを作成し、活用します。

## 対象

一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい児・者等の中で災害時要援護を希望する人

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



## 活動の流れ

1

災害時の対応には危機意識や現状に対する認識力があるため、災害弱者の理解を共有するための学習会等を開催し、住民の意識を醸成します。

市担当課、消防署に協力を依頼しながらすすめます。

2

市の災害時要援護者支援制度と調整の上、学区福祉委員会ででき得る活動を絞ります。

同制度が市事業として先方しているため学区福祉委員会としての取り組み方については総代会等と調整する必要があります。

3

できるだけ小地域での対象者の把握を行い、リストへの搭載や援護の要否について個別に確認を取ります。あわせて、避難支援者を募ります。

このポイントはむしろ避難支援者を確保する点にあります。

4

リスト及びマップを作成し、リストを活用した情報提供、マップの配布等を行います。

リスト及びマップづくりそのものも目的ですが、作成を通して地域や要援護者に対する理解を深めることも大切です。

5

定期的にもリスト及びマップのメンテナンスを行います。

マップのデータは、対象者の動態等によって徐々に古くなりますので、タイムリーなメンテナンスを行います。



## 副次的な効果

- ①リスト化やマップづくりを通して、要援護者の理解を深めることができます。
- ②マップづくりが、支援者となり得る地域の人材の掘り起こしにつながります。
- ③市の災害時要援護者支援制度との兼ね合いで役割分担が明確になります。

# いきいきサロン

## 活動のイメージ

### 居場所づくり

学区市民ホーム、公民館、集会所、民家等を活用し、地域の高齢者等が、日中、気兼ねなく交流できる居場所をつくります。

### サロン活動の実施

居場所において、何らかのプログラム（ゲーム、レクリエーション、体操、アクティビティ、趣味活動、学習活動）等を提供し、参加者の心身の健康増進が図れるような活動を行います。

### 社会参加の促進

参加者の声を集めて魅力あるプログラムを開発するとともに、サロン活動をきっかけに参加者が広く社会参加できるようにサポートします。

## 目的

高齢者等に外出の機会を提供するとともに交流活動を通じた心身機能の向上、福祉情報の提供等を行います。

## 対象

一人暮らし高齢者、高齢夫婦、障がい者等



.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

## 活動の流れ

1

### 学区内に活動場所(居場所)を確保します。

極力経費の発生しない既設の公共施設が活用できるよう関係機関等との交渉・調整を行います。

2

### 活動内容、対象者、活動の頻度(曜日等)、1回の時間等を検討し、事業のアウトラインを決めます。

対象者を年齢や身体状況で絞るのか、広く受け入れるのかによって内容が規定されてきます。さまざまなタイプのサロンを並行して実施することもできます。

3

### 並行して参加規模、費用等を設定し、参加者を募ります。

参加者の募集にあたっては口コミ、チラシ配布、地域の関係機関を通じての呼びかけ等を行います。また、大まかな活動目的、プログラムを提示して参加への動機づけを行います。

4

### ワークショップやグループワークの手法等を活用し、定期的にサロンを開催します。

プログラムは参加者のニーズに応じて、随時、柔軟に検討します。



5

### 半年から1年に1回はサロン活動を総括し、参加者の変化や満足度を確認します。

活動を振り返りながら、サロン活動のノウハウを蓄積していきます。

## 副次的な効果

- ①参加者にとっては介護予防や孤立予防につながるADLの向上、社交性の向上等が期待できます。
- ②協力していただく地域住民に対しては、ボランティア活動等社会参加の機会が提供されます。
- ③サロンという居場所が福祉情報の発信基地になりえます。



# 健康いきいき教室

## 活動のイメージ

学区内で、体操、筋力トレーニング等を主とした高齢者・障がい者の健康維持に役立つプログラムを提供します。

学区内で、介護予防、認知症予防、健康管理等に役立つ講義を聴き体験できる機会を設けます。

学区内で、回想法、音楽療法等、認知症の予防等に役立つグループ活動を展開します。

## 目的

グループ活動を通じた地域の高齢者の健康維持を目指します。

## 対象

高齢者、障がい者等

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

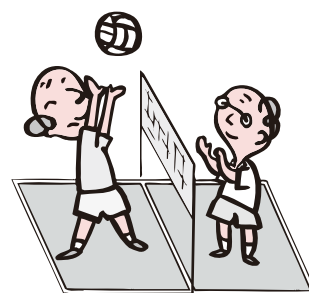


## 活動の流れ

1

### 会場の確保とプログラムの検討を行います。

できるだけ経費の発生しない既設の公共施設が活用できるよう関係機関等との交渉、調整を行います。



2

### 必要に応じて各プログラムに講師・ボランティアの確保、備品の調達、開催時間、開催頻度等を検討し、事業計画を作成します。

学区内の既存のボランティア団体等の活用等も含めて検討します。講師には市職員、地域の医師等にも協力を依頼します。

3

### 住民に周知し、回覧板、チラシ、口コミ等で参加者を募ります。

軌道に乗ってきたら、参加者の声を掲載したり募集方法を工夫します。

4

### 教室を実施します。参加者の身体状況やニーズに応じて、プログラムは柔軟に変更します。なお、徐々にボランティアグループで運営できるような教室となるようにします。

さまざまなプログラムを提供しようと思うと委員会の役員等だけでは困難ですので、他団体の活用を積極的に検討します。

5

### 定期的に事業を総括し、利用者満足度、効果等を把握し、次年度事業へと結びつけます。

健康づくりについてのニーズは多様にあると思われるので、常にアンテナを張りニーズに敏感であるよう心がけます。

## 副次的な効果

- ①高齢者、障がい者の閉じこもりを予防する効果が期待できます。
- ②参加者層にあわせた学区オリジナルなプログラムの開発が期待できます。
- ③ボランティアグループの育成につながります。

# 子育てサロン

## 活動のイメージ

### 場所の確保

学区市民ホーム、公民館、集会所、空き民家等を活用し、乳幼児のいる親が日中気兼ねなく交流、情報交換等ができる居場所をつくれます。

### サロン活動の実施

確保した居場所において、親どうしの交流スペースを提供し、自由に交流してもらったり、何らかのプログラム等（話し合い、ゲーム、レクリエーション、子育て情報）を提供したりします。

### 仲間づくり

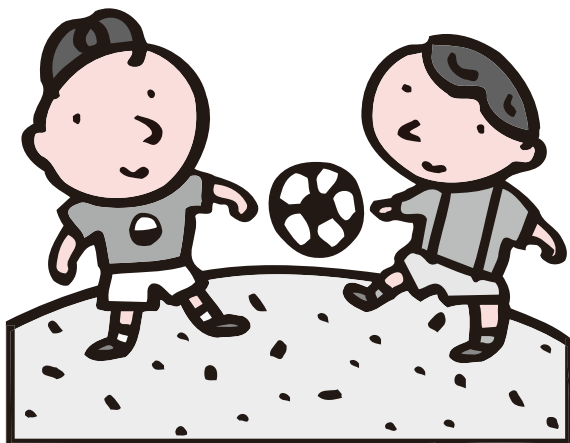
サロンでの自由な交流によって仲間づくりを行い、自助的なグループ活動ができるようにします。

## 目的

乳幼児を子育て中の親同士の交流を促進し、仲間づくりを通して育児不安等を緩和します。

## 対象

乳幼児をもつ親等



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 活動の流れ

1

### 学区内に活動場所を確保します。

いきいきサロンと同様に極力経費の発生しない既設の公共施設が活用できるように関係機関等との交渉・調整を行います。



2

### 活動内容、対象者、活動の頻度（曜日等）、1回の時間等を検討し、事業のアウトラインを決めます。

この中で学区福祉委員会のメンバー以外の協力者を、広く確保できるように関係方面に働きかけます。

3

### 並行して参加規模、費用等を設定し、参加者を募ります。

参加者の募集にあたっては口コミ、チラシ配布、市の乳幼児健診、地域の企業の福利厚生部局等を活用した呼びかけ等を行います。また、大まかな活動目的、プログラムを提示して参加への動機づけを行います。

4

### 定期的にサロンを開催します。

場所の提供を中心としたサロンの場合は、利用者の交流の様子や満足度をうかがいながら進めます。プログラムを用意するサロンの場合は、参加者のニーズに応じて、柔軟にプログラム内容を検討します。

5

### 半年から1年に1回はサロン活動を総括し、参加者の変化や満足度を確認します。

経験交流の中で地域の子育てニーズを知るとともに、活動のノウハウを蓄積します。

## 副次的な効果

- ①サロンでの人的交流から子育てに関する知識が得られます。
- ②高齢者向けの活動が多くなりがちな学区福祉委員会に対する若年層の理解が得られる機会となりえます。
- ③サロンという居場所が子育てに限らない福祉情報の発信基地になりえます。

# 寺子屋キッズ

## 活動のイメージ

小学生が放課後等に地域の公共施設等に立ち寄るなどして、高齢者等から伝承文化を教わります。

小学生が放課後等に地域の公共施設等に立ち寄るなどして、地域住民から音楽、楽器、絵画、手芸、パソコン等を教わります。

小学生が長期休業期間内に地域の公共施設等に集い、地域の高齢者や住民から伝承文化や文化的・教養的なレクチャーを受けます。

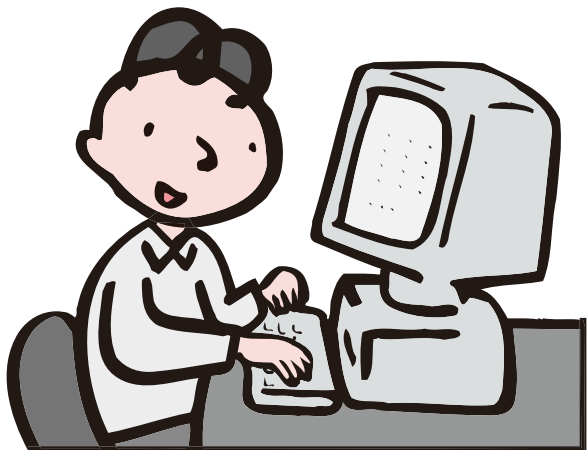
## 目的

放課後生活や長期休業期間を活用した世代間の交流による知識・技能の習得、地域文化の伝承等を目指します。

## 対象

小学生

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....



## 活動の流れ

### 1 小学校・PTA等と協議の上、想定しているイメージの事業が実施可能かどうかを検討します。

この事業は学区福祉委員会の思いだけではできにくく、小学校、PTAの理解と協力があって初めて可能となるものであることを前提として協議します。

### 2 可能な場合、地域で工芸、創作、音楽、楽器、絵画、手芸、パソコン、料理等さまざまな特技を持ち、子どもとの交流ができる人材を探します。

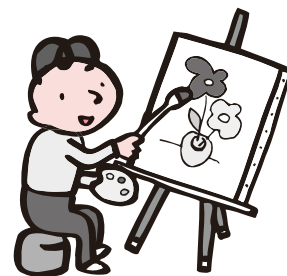
人材探しは口コミや知人ルートだけでなく、この事業の広報、周知も兼ねて幅広く行います。

### 3 放課後や長期休業期間内に輪番制等でそれぞれの特技を教えられる時間帯を担当者と調整するなど、事業計画を企画・立案します。

行事として実施する方法が行いやすいと思いますが、参加する子どもの側のニーズや期待をリサーチした上で企画を立案することが大切です。

### 4 小学校と調整の上、スケジュールを決め、参加者を募ります。

提供するプログラム（講師）と参加する子どもの中にズレやミスマッチが生じないように配慮します。



### 5 寺子屋キッズを実施するとともに、終了時には取り組みの評価と参加者の満足度を調査します。

反省点を踏まえできるだけ継続できるように関係者と協議します。

## 副次的な効果

- ①学校側には、地域の人的・物的資源を活かした教育課程のバリエーションを検討する機会を提供します。
- ②児童には、学年を越えた子どもどうしの交流の機会を提供します。
- ③大人には、地域の教育力を考える機会を提供し、地域団体においては活動の活性化につながります。

# ふれあい交流事業

## 活動のイメージ

高齢者や子育て中の母親、  
下校時の小学生等が気軽に  
立ち寄れる場所をつくりま  
す。

囲碁、将棋、趣味のサーク  
ル、親子行事などが地域の  
公共施設で随時行われるよ  
うにします。

主に場所と空間の提供を行  
う事業として、プログラムを  
用意しなくても集えるよう  
なものとしてします。

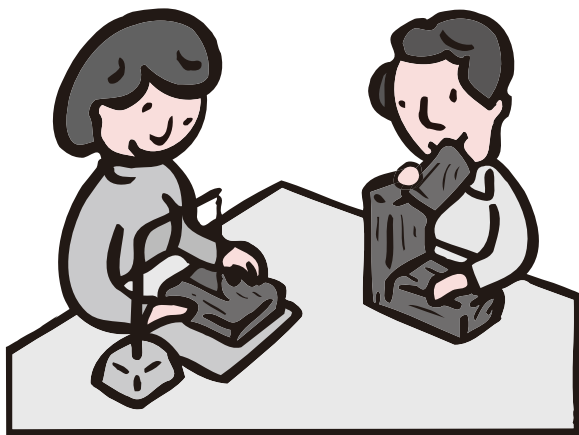
## 目的

地域交流の拠点となる居場所づくりを目指します。

## 対象

高齢者、子育て中の親、小学生

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....



## 活動の流れ

1

**学区内の公共施設等の中で活動拠点として活用できる施設を選定し、施設管理者、関係地域団体等と交渉します。**

公共施設の中には用途が限定されているところもあるため、事前に市役所等との調整が必要です。また交渉にあたって必要な協力を得ることが大切です。

2

**ふれあい交流事業のプログラム、頻度、実施方法等の事業計画を検討するとともに、協力者を募ります。**

必ずしも独自事業を追求するのではなく地域のボランティア団体、子育て支援サークル、地域包括支援センター等の事業との協働開催なども含めて検討します。

3

**ふれあい交流事業の内容、プログラム、居場所の開設について広く住民に周知します。**

参加者の募集が主目的ではありますが、事業や取り組みそのものを広く住民に知ってもらうことにも意義があります。

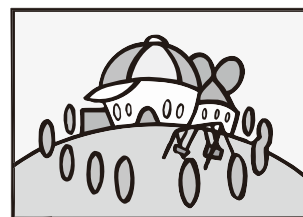
4

**ふれあい交流事業を実施します。参加者、協力者が得られやすい事業からスタートし、徐々に対象範囲を拡大していきます。**

5

**事業を総括し、参加者の満足度等を確認します。**

反省点を踏まえ、できるだけ継続できるように関係者と協議します。



## 副次的な効果

- ①居場所に集う住民の中から潜在的な地域福祉ニーズが見出される場合があります。
- ②世代間の交流を促進します。
- ③居場所が、福祉情報の発信基地になりえます。



# 男塾

## 活動のイメージ

男性の地域内での交流を図るため、学区内の公共施設等で各種講座を開催します。

年齢を問わず男性を対象とした参加型の講座を企画します。

講座をきっかけに地域の福祉ニーズの理解を得ながら、小地域福祉活動への参加を促します。

## 目的

男性の地域交流と地域福祉活動への参加を目指します。

## 対象

男性

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....



## 活動の流れ

1

**先進学区の取り組みを参考にしつつ、参加してみたいくなるような講座のプログラムを検討します。**

会場を確保し、講師等が必要な場合は、講師候補者の人選も行い事業計画を作成します。

内容に応じて、規模、回数、最少催行人数、経費、工程等のイメージ等を具体化します。

2

**参加対象となる男性層を把握し、募集方法を検討します。できるだけ、既存団体を通じて周知できるようにしつつ、回覧板、チラシ、口コミ等による周知も並行して行います。**

事業の周知のためにさまざまな工夫が必要ですが、男性参加者の獲得はなかなか難しいため口コミ、知人ルートを追求する必要があります。

3

**講座を実施します。**

企画の完成度を高めること以上に参加者の交流を深めることを優先します。



4

**取り組みを総括し、参加者の満足度等を確認します。**

各講座の終了時に参加者・企画者双方の振り返りを行い、次の企画に活かします。

参加者の意見の中から次のプログラム等を検討することができます。

5

**仲間づくりの延長上で、地域福祉への関心を喚起し、小地域福祉活動への参加を促します。**

講座が小地域福祉活動を組織するための手段となつてはいけない面もありますが、一つのきっかけづくりの場として位置づけます。

## 副次的な効果

- ①学区内の男性同士の交流が促進されます。
- ②学区内の男性の地域参加が促進されます。
- ③地域福祉の担い手、とりわけ学区福祉委員会の後継人材の確保につながります。

# 「地域版」ボランティア養成講座

## 活動のイメージ

地域の福祉ニーズに即したボランティアの養成を行います。

市民ホーム等の学区の公共施設を拠点にして開催します。

養成した人に地域福祉活動に参加していただけるようなより実践的な内容とします。

## 目的

学区単位に必要な地域福祉活動の担い手を学区内で養成、確保することを目指します。学区福祉委員の後継者養成も視野に入れた講座とします。

## 対象

地域住民

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....



## 活動の流れ

1

**学区福祉委員会の既存事業や中期的な事業計画を踏まえて、地域で必要とされているボランティア(活動)を特定します。**

あくまでも地域の福祉ニーズとの関係での必要性という観点から検討してみます。

2

**特定されたボランティア活動の担い手を養成するための講座を企画・立案し、社会福祉協議会のボランティアセンター等に講師の確保、講座の進め方等についての支援を要請します。**

近隣学区のボランティア団体等に依頼する方法と、全市的にボランティア活動、団体を把握している社会福祉協議会に協力を依頼する方法があります。

3

**講座の講師等を確保し、学区での講座を開催します。**

役員の学習会的な側面と具体的なボランティアの養成という側面の2つの要素があります。いずれも参加者の確保が前提となります。



4

**講座の内容等を総括し、参加者の満足度等を確認します。**

各講座の終了時に参加者・企画者双方の振り返りを行い、次の企画に活かします。

5

**講座の受講者にボランティア登録を呼びかけ、想定した活動の担い手となって頂きます。**

ボランティア活動は自発的なもので、強制はできませんが、あらかじめボランティア人材の養成を目的とした事業ですので、主体的な活動の担い手となって頂くことを期待してすすめます。

## 副次的な効果

- ①学区に特化したボランティア活動を組織し、展開する土壌が形成されます。
- ②学区という生活福祉圏域に密着したボランティアグループの育成が可能となります。
- ③社会福祉協議会のボランティアセンターとの関係が強化されます。

# 学区福祉委員会連絡協議会

## 活動のイメージ

定期的に学区福祉委員会の代表者等が集い、各学区の取り組みを報告しあい、経験交流を行います。

全体または支所単位で特定の事業についての進め方を事例的に学びます。

定期的に活動成果の発表会等を行い、ノウハウの構築に努めます。

## 目的

各学区福祉委員会の経験とノウハウを全市的に活用し、より良い地域福祉活動を推進することを目指します。

## 対象

学区福祉委員会代表者、役員、事業担当者等

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

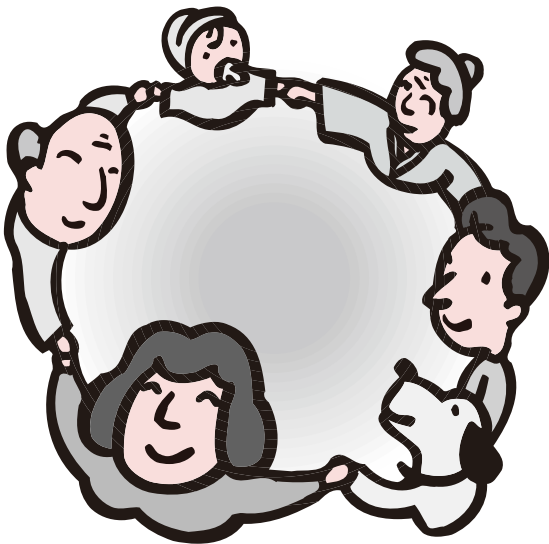
.....

.....

.....

.....

.....



## 活動の流れ

1

**連絡協議会の幹事となる学区福祉委員会を決めます。幹事は連絡協議会の運営を担うものとし、事務局は社会福祉協議会とします。**

当初から社会福祉協議会が丸抱えで行うイメージではなく、できるだけ各学区福祉委員会の役員同士で自主運営できるようなスタイルをめざします。

2

**幹事による会合等で連絡協議会の開催頻度、各回の内容(議題)等を検討します。**

年に数回が適当と思われませんが、各回の内容を検討する中で連絡協議会の役割を明らかにすることにつながります。

3

**活動事例を発表していただく学区福祉委員会を選出し、依頼をするなど、毎回の内容(議題)に沿った準備を行います。**

輪番制、タイムリーな企画や活動を優先する等、その都度協議の上で決めます。決して成功事例だけでなく、失敗事例、トラブル事例も採用します。また活動だけでなく組織づくりについてもテーマにします。

4

**連絡協議会を開催します。**

他の学区の取り組みの中から真似できるものは遠慮せずに真似するようにします。そのための質疑応答、情報交換を活発に行います。



5

**活動事例を集約し、成功事例、失敗事例等の中から課題を抽出するなどして、各学区の活動に役立てられるようにします。**

できれば発表のみで終わらず、分かち合いやまとめ等を行い教訓化します。

## 副次的な効果

- ①各学区の地域福祉ニーズを共有することで、行政で取り組む必要のある課題等が浮かび上がってくる場合もあります。
- ②単独の学区では手がかりや方法論が見えなかった活動についてのヒントが得られます。
- ③一学区の取り組みが埋もれることなく評価される機会を得ます。

# 地域ネットワーク会議

## 活動のイメージ

地域の諸団体に学区福祉委員会の活動を理解していただき、サポートしてもらうために開催する会合です。

総代会、学区社会教育委員会ほか、学区の実情や課題に応じてネットワーク対象となる地域団体の範囲を柔軟に検討します。

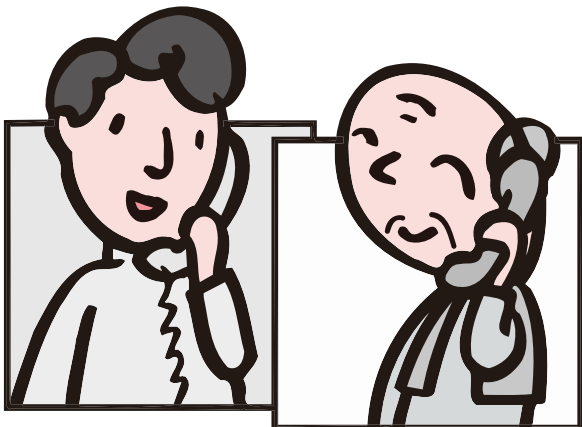
あくまでも小地域福祉活動に対する理解と合意形成を行う場です。

## 目的

小地域福祉活動が総代会をはじめとした学区内の諸団体の理解と協力を得て、円滑に実施できるようになることを目指します。

## 対象

総代会、学区社会教育委員会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア団体、サービス事業者、地元企業の担当者等



## 活動の流れ

- 1** 定例化するか、随時開催にするかを決めます。定例化する場合、概ね議題となるものを設定しておきます。随時開催の場合、どのような場合に開催するかを決めます。

既に学区福祉委員会がネットワーク型の推進組織（P8 参照）になっている場合には必要ないかもしれません。どちらかといえば、同委員会が実行組織（P8 参照）になっている場合は必要性があると考えられます。

- 2** ネットワークの対象となる地域団体にはどのような団体があるかを調査します。上記1で述べたように推進組織になっている場合は、まだ関わりのない地域団体をリストアップします。

- 3** 開催の前に各団体に連絡を取り、趣旨の説明と出席の依頼を行います。出席してもらうことは大切ですが、はじめから賛同が得られない場合もありますので焦らずに関係づくりを行うことが優先されます。

- 4** 会議では議題を整理し、合意形成を丁寧に行うとともに、個々の事業に対する協力の可否、役割分担等が明確になるようにします。

協議の場、合意形成の場、情報交換の場、意志決定の場等さまざまな機能があり得ますのでどの機能を果たすのかを明確にしなからすすめます。

- 5** 各団体の活動等への反映  
話し合われた内容が各団体の活動や考え方に反映されるように最低限の申し合わせを行いながらすすめます。



## 副次的な効果

- ① 総代会を中心とした地域団体間の意思疎通を円滑にします。
- ② 企業、事業所等の従来、小地域福祉活動に接点が無かった団体の支援が期待できます。
- ③ 社会福祉施設等、専門機関の社会的機能の地域への提供が期待できます。



# 地域福祉交流会

## 活動のイメージ

学区内の地域福祉ニーズの把握と共有を目的とした各種地域団体、地域住民による懇談会のような会合です。

総代会、学区社会教育委員会ほか、学区の実情や課題に応じて参加していただく団体等の範囲を柔軟に検討します。

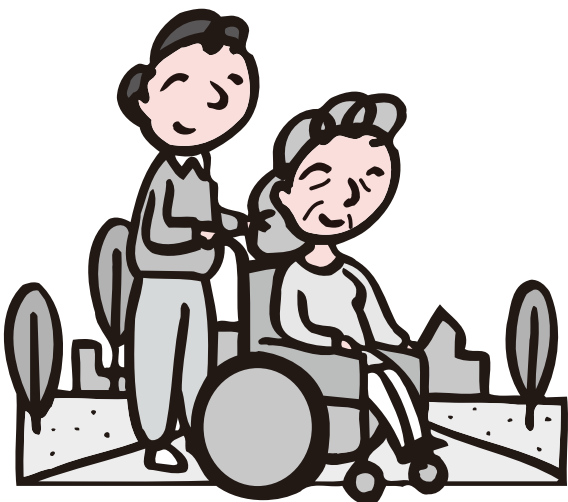
必要に応じて社会福祉援助の当事者に参加していただき、直接、地域生活上のニーズをお聞きします。

## 目的

小地域福祉活動の前提となる地域福祉ニーズの掘り起こしと、ニーズの共有化を図るために行います。

## 対象

学区内の地域団体、地域住民、当事者



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 活動の流れ

**1** 交流会のテーマを絞ります。住民の関心が高かったり、地域で問題となっていたりする特定の問題を取り上げる方法があります。そうした問題を共有するために幅広い住民層、地域団体等に声をかけて参加を呼びかけます。

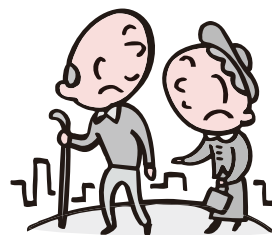
高齢者の在宅介護、障害者の地域生活支援、地域での子育て支援等、何らかの話しやすいテーマを設定する方法です。

**2** テーマやジャンルを絞らず、広く日常的な地域の生活課題、福祉ニーズを拾うために幅広い住民層、地域団体等に声をかけて参加を呼びかける方法もあります。

最近気になること、耳にしたこと、小地域福祉活動をすすめるためのアイデア等、大雑把な切り口で情報交換、意見交換をする方法です。

**3** なごやかに話し合える雰囲気づくりに配慮し、会合をすすめます。

上記1、2のいずれの場合でもなごやかにサポーターズに会合をすすめます。活動についての評判等についても話題にすると良いです。なお、会合が冗長にならないよう時間設定等はきちんと行います。



**4** 共有できる事柄を確認し、学区福祉委員会をはじめとする地域団体や小地域福祉活動の中でのできるものを追求します。

会合の中で気になるニーズ、手のついていないニーズ等の中で優先度が高かったり共有できるものがあれば、その解決策については学区福祉委員会の中で検討します。

**5** 交流会で話し合われた内容等を地域住民に周知し、理解を深めます。

このような場があることや話し合われた内容に対する反応を得るために回覧板や広報手段を使って周知します。

## 副次的な効果

- ①地域で暮らす福祉サービス利用者の生活障害等に対する理解を促進します。
- ②地域福祉の原点であるニーズの確認と共有化が促進されます。
- ③地域団体間で顔の見える関係が形成されます。

# 住民協働事業

## 活動のイメージ

学区単位での福祉をテーマにしたイベント的な行事を実施します。

学区福祉委員会のみならず、地域団体が協同して企画し、広範な住民が参加できるようにします。

既存のイベントやお祭りの中で福祉をテーマとしたコーナー(ブース)を設けるスタイルもあります。

## 目的

イベントやお祭りのような要素をきっかけに地域福祉を考える機会を創出します。

## 対象

地域住民

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

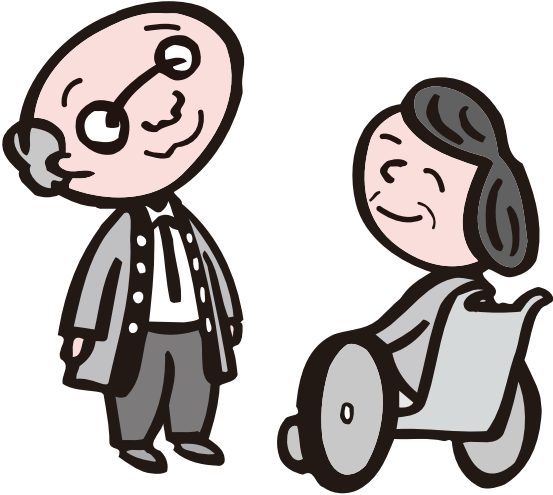
.....

.....

.....

.....

.....



## 活動の流れ

1

**学区内の既存のイベント・お祭り等の内容・時期等を調査し、それらの中で実施するか、別枠で設けるか等について検討します。**

イベントを活用した地域福祉に対する啓発が主目的ですのでできる範囲で柔軟に検討します。

2

**地域団体との協議によって事業のあり方を検討します。**

主に学区社会教育委員会との調整が中心になると思われませんが、既存の行事等の中でどのような機会や場を設けられるか、具体的に検討します。別枠で設ける場合は大まかな企画を用意した上で地域団体に諮らなければなりません。

3

**企画内容、体制、役割分担等を決めます。**

既存の行事の中で行う場合と別枠で行事を設ける場合で企画、体制等の規模が変わります。企画者側にとって過重な負担にならないようにすることも念頭においてすすめます。

4

**事業を実施します。**

行事にはトラブルやアクシデントが伴いますので、誰が、何を、どのように、どの時間帯で行うか等、詳細に打ち合わせを行いながらすすめます。

5

**終了後、事業内容を総括します。**

イベントを通じた事業の総括はなかなか難しいのですが、参加者の反応、手応え等について率直に振り返りを行います。



## 副次的な効果

- ①地域団体間、住民相互の連帯感が醸成されます。
- ②地域福祉を身近のものとして実感できるきっかけになり得ます。
- ③学区単位での企画力が向上します。

# ふれあいネットワーク活動

## 活動のイメージ

### 見守り活動

学区福祉委員等が定期的又はニーズに応じて各戸を訪問し、声掛け、聴き取り、情報提供等を行います。

### 助け合い活動

日常生活上でのちょっとした困りごとに対する手助けを行います。

### 福祉サービスへの橋渡し

専門的な相談やサービスが必要な場合は、しかるべき機関につないだり、福祉サービスの利用を橋渡ししたりします。

## 目的

近所づきあいを大切にしながら、何らかの福祉的な援助を必要としている人との接点を持ち、情報提供や孤立の予防を図ります。

## 対象

外出機会の少ない一人暮らし高齢者世帯、高齢夫婦世帯、障がい者世帯。一人親世帯。要介護状態や認知症の人を介護している家族等



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

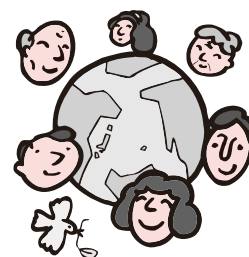
.....

## 活動の流れ

1

**プライバシーに配慮しつつ、活動対象となる人や世帯を把握します。**

既存の台帳等にもとづいては把握する方法と新たに希望者等を把握するために調査を行う方法があります。いずれの場合も台帳や名簿の管理はプライバシーに配慮し、慎重に行わなければなりません。



2

**訪問内容、訪問頻度、訪問体制等を検討します。**

訪問を基本としますが、電話等での安否確認も活動方法の一つです。訪問の時間帯やあいさつの仕方等に配慮がある場合もありますので、双方が嫌な思いをしないように気をつける必要があります。

3

**訪問時に相談があった事柄やお手伝いの依頼について、訪問者自身や学区福祉委員のネットワークで対応できることは迅速に対応します。一方、対応が難しい事柄については、社会福祉協議会・市役所他、関係諸機関に橋渡しします。**

4

**定期的（半年に1回程度）、「ふれあいネットワーク活動」に参加している人達が集まり、活動事例を報告し合い、経験交流をします。**

経験交流の中で地域の福祉ニーズを知るとともに、活動のノウハウを蓄積します。

5

**1年に1回は年間活動を総括し、深刻な地域福祉ニーズ、専門家の関わりが求められるケース、学区福祉委員会活動の範囲を超えるような事柄等があれば、社会福祉協議会・市役所等に必要な提案・提言(ソーシャルアクション)を行います。**

## 副次的な効果

- ①この活動を通じて、訪問する人、される人双方がお互い様という互助意識を高めることができます。
- ②学区福祉委員だけの活動ではなく地域からの協力者を募ることで、地域の福祉力が向上します。
- ③橋渡しやソーシャルアクションによって、専門家との連携や行政施策への反映が図られます。

# 孤立死の防止に対するモデル事業

## 活動のイメージ

### 訪問活動

対象となる世帯を定期的に訪問し、安否確認、近況の聞き取り等を行います。

### 見守り活動

訪問とは別に外からの見守り（生活サインの確認）や広報誌・情報誌等の配布、新聞店等の民間団体等の協力を得た見守り活動を行います。

### サロン活動

随時又は定期的に地域の居場所（いきいきサロン等）に誘い、交流ができるようにします。

## 目的

高齢者等の孤立死の防止及び緊急時の早期発見、相互扶助意識の醸成

## 対象

一人暮らしの人等、孤立するおそれのある地域住民



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 活動の流れ

1

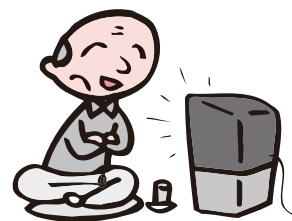
### 訪問するエリアを決めます。

対象となる高齢者等が一定数存在する地域で、訪問活動、見守り活動が行いやすい小地域を特定します。

2

### 訪問・見守り等の対象者を決めます。

希望する人を募る方法、何らかの名簿を活用する方法、学区福祉委員会等での情報交換の中から抽出する方法等があります。



3

### 訪問活動、見守り活動、サロン活動の内容及び方法、活動者、活動の頻度、体制等を決めます。

対象となる人の特徴や希望を考慮し、一律ではない個別的な対応ができるようにします。  
(さり気ない見守り、子どもを媒介にしたアプローチ等を含む。)

4

### 定期的に活動事例の経験交流を行います。

訪問活動、見守り活動の経験を交流する中で地域の福祉ニーズを知るとともに、活動のノウハウを蓄積していきます。

5

1年に1回は年間活動を総括し、深刻なケース、専門家の関わりが求められるケース等があれば、ある程度整理した上で、社会福祉協議会・市役所に必要な提案・提言(ソーシャルアクション)を行います。

## 副次的な効果

- ①いきいきサロンのような居場所の多目的な活用が図れます。
- ②福祉委員だけの活動ではなく地域からの協力者を募ることで、地域の福祉力が向上します。
- ③この活動のノウハウは災害時要援護者支援等の際にも役立つものとなります。



# おたよりボランティア活動

## 活動のイメージ

学区内の保育所、幼稚園、小中学校に協力を依頼し、高齢者等に向けた作品を作成してもらいます。

作成していただくものは、年賀状、絵手紙、カレンダー等、交流や実用につながるものとしています。

学区福祉委員会を通じて、高齢者等に作品を配布します。

## 目的

身体的な理由で学区内の行事やいきいきサロン等に参加できない高齢者等の不安感や孤立感の緩和を図り、心理的なサポートができるようにします。あわせて、子どもに対しては地域で暮らす様々な人々に対する理解を促します。

## 対象

子ども、一人暮らし高齢者等

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

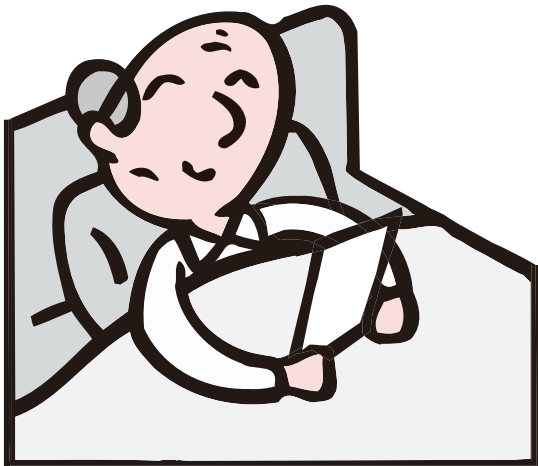
.....

.....

.....

.....

.....



## 活動の流れ

1

### 学区福祉委員会から地域の学校等へ協力を依頼します。

すべての学校等から承諾が得られるかどうかわかりませんが、承諾が得られた範囲で準備を進めます。これは協力していただく相手があって実施できる活動なので、相手方の事情を踏まえて進めます。

2

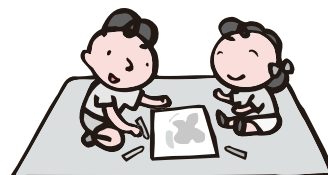
### 活動計画を作成します。

配布対象者(数)、配布時期、年間回数、割り当て等、具体的な年間の活動計画を作成し、作品の依頼数等を検討します。

3

### 学校等へ制作依頼をします。

必要に応じて直接説明に出向き、具体的な依頼・調整等を行います。



4

### 学校等から作品を受け取り、対象世帯に配布します。

宛名表記、差出人表記等については、双方のプライバシーに配慮できるようにします。

5

### 学校等への報告

配布の完了、対象者の反応等について学校等に報告し、事業の継続について協議します。

## 副次的な効果

- ①子どもたちにとって作品の受け取り相手をイメージすることが高齢者を含めた他者理解の一環となりえます。
- ②高齢者等にとっても、イメージを高くして回想的な刺激を得ることができます。
- ③高齢者にとって他人との会話のきっかけ(話題)となりえます。

# 付 1. 小地域福祉活動リーダーの心構え

リーダーをされている方、またこれからされようとしている方の中には、今後、小地域福祉活動を円滑に進めていくために、リーダーとしてどのようなことに気をつければいいのだろうかとお考えになっている方もいらっしゃると思います。一般論ですが、以下にリーダーとしての心構えをまとめました。

## ① ロマンを持って（浪漫）

頭の中に「こういう地域であつたら・・・」という「福祉コミュニティ」のイメージを常に描きましょう。いわば「ロマン」を持って小地域福祉活動の目的や計画を具体化しましょう。

## ② 率先して行う

皆でやろうと決めたことは、小さなことでもリーダー自らが率先して行うことが大切です。そうした姿勢が地域住民に信頼されるもとになります。リーダーは名誉職ではありません。

## ③ 住民の声にしっかりと耳を傾ける

住民あつての小地域福祉活動です。今、何が望まれているのか、何が不満に思われているのか、しっかりと聞き取りましょう。少数の人の意見にも大切なことが含まれている場合があります。そうした意見を大切にしながら、全体の合意形成を図りましょう。

## ④ 当事者の生活実態にふれる

できるだけ多くの要援護者等、具体的な福祉ニーズを持つ人とふれ合う機会を、自ら求めて作りましょう。そして、当事者の生の声や願いを聴きましょう。

## ⑤ マネジメントをしながら（算盤）

事業の中にはさまざまな労力や資金がいるものもあります。どの事業にどれだけの人と経費が必要なのかというマネジメントの視点は常に念頭におきましょう。

## ⑥ 沸き上がりを待つ

リーダーは実践の提起を行ったり仕掛けたりする役ですが、自分だけで空回りするのではなく、役員や地域住民が全体として「その気」になって「自分から」行動できるように、「仕掛けて」「沸き上がるのを待つ」という姿勢が大切です。

## ⑦ 学びなくして活動なし

事業の実施、拡大のみにとらわれず、学習活動を大切にしましょう。福祉ニーズの理解や協力者の確保のためには学習活動が欠かせません。

## ⑧ ぐっと自分を抑える（我慢）

学区の中にはさまざまな人々がさまざまな考えを持って生活しています。ともすれば自分勝手な主張もなくはないわけですが、ひとまずぐっと自分を抑えて、大同団結をはかる結び目という存在になりましょう。

## ⑨ 一人では多くはできない

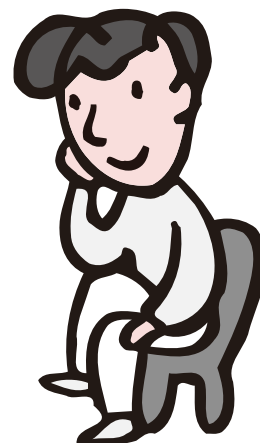
リーダーが超人的な努力をしても一人で行えることには限界があります。自分だけで動くのではなく、理解と協力の輪を広げるように心がけましょう。

## ⑩ 次代の育成を

自分たちに代わる次代のリーダーをどう育成、期待するのかを常に意識しながら活動しましょう。



**リーダーは、右手に浪漫、左手に算盤、背中に我慢！**



## 付2. 学区福祉委員会 小地域福祉活動計画（記入用シート）

①現在の組織、体制等についての総括（設立の経過も踏まえて「現状」の良い点、課題と思われる点を列挙する。）

②既存事業（活動）の総括（ニーズに即した活動になっているか？ 活動の効果や利用者の満足度はどうか？ 参加者数はどうか？ 共感を得た活動になっているか？ 活動している側の手応えはどうか？ 活動している側の負担はどうか？ 福祉委員以外の協力は得られているか？ 予算・経費との関係でどうか？）

③**地域の福祉ニーズの洗い出しや整理**（ニーズを列挙し、優先順位をつけたり、取り組みやすいものをピックアップしたりする。）

④**サンプルから選択したメニュー**（サンプルメニューの中から、自分の学区のニーズと合致していたり、自分の学区でも取り組めそうなメニューを選択する。）

⑤**事業計画の立案**（どんな目的で、どんな活動を、どんな方法や手順で、どれくらいの人員・予算で、いつ実施するかを記入する。）

--

⑥**真似てみたい他の学区の活動**（他学区の活動を調べ、真似てみたい活動をいくつかあげてみる。）

--

# 付 3. 学区福祉委員会会則（準則）

## （名 称）

第 1 条 この会（以下「本会」という。）は〇〇〇学区福祉委員会と称する。

## （事 業 所）

第 2 条 本会の事務所は委員長宅に置く。

## （目 的）

第 3 条 本会は、〇〇小学校区を単位とする地区に設置し、岡崎市社会福祉協議会（以下「社協」という。）と協力して、地区内における社会福祉問題の啓発、各種団体、関係機関の連絡調整及び各種福祉事業の企画実施を図る中で、地域住民の福祉を増進させ、安心して暮らすことができるまちづくりをめざすことを目的とする。

## （事 業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学区内の高齢者世帯、障害者世帯等、援助を必要としている世帯等への支援活動
- (2) 福祉委員、ボランティアの養成及び研修
- (3) 学区内の福祉問題の調査、広報及び事業の推進
- (4) 学区内の各種団体、関係機関との連絡調整
- (5) 社協事業への協力
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業

## （福祉委員）

第 5 条 本会は、次に掲げる組織、団体、個人の中から推薦または自発的意思によって参画する〇〇〇学区福祉委員（以下「福祉委員」という。）により構成する。

- (1) 学区内住民組織  
町内会、女性団体、青年団組織、消防団組織、商店会、その他
- (2) 社会福祉専門機関、団体  
民生委員児童委員、社会福祉施設、ボランティア、保健・福祉・医療専門機関、その他
- (3) 当事者団体  
老人クラブ、障害（児）者団体、母子・父子団体、介護者家族の会、その他
- (4) 関連分野団体及びその地域担当者  
体育振興会、交通安全指導員、学校、学区社会教育委員会、医師会、その他
- (5) 本会の趣旨に賛同する個人

## （委員の任期）

第 6 条 委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

## （役 員）

第 7 条 本会に次の役員を置き委員の互選により選出する。

- (1) 委員長 ○名
- (2) 副委員長 ○名
- (3) 事務局長 ○名
- (4) 会 計 ○名
- (5) 庶 務 ○名

## （役員の仕事）

第 8 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 委員長は本会を代表し、総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、これを代行する。
- (3) 事務局長は事務を統括し、会務を処理する。
- (4) 庶務は本会の庶務を処理する。
- (5) 会計は本会の財務を処理する。

## （監 査）

第 9 条 本会に監査を置くものとし総会で選出する。

## （監査の仕事）

第 10 条 本会の事業ならびに財務を監査する。

## （顧 問）

第 11 条 本会に顧問を置くことができる。

## （会 議）

第 12 条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 総会
  - (2) 役員会
2. 総会は委員長が招集し、議長は委員の中からそのつど選任する。
  3. 総会は、年 1 回以上開催しなければならない。
  4. 役員会は委員長が招集し、議長は委員長が務める。
  5. 会議における議案は出席者の過半数以上の同意により可決する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

## （専 門 部）

第 13 条 本会に次の専門部を設置する。

- (1) 広報・研修部
  - (2) 在宅福祉推進部
  - (3) ふれあい活動部
2. 専門部は福祉委員にて構成し、各部にこれを統括する専門部長を置く。
  3. 専門部長は役員会に出席する。
  4. 専門部の担当する事項については、別に定める。
  5. 専門部は必要に応じてその担当する事項において討議し、専門部長はこれを役員会にて提案、報告する。

## （経 費）

第 14 条 本会運営に要する経費は、社協補助金、委託金、寄付金、事業収入、その他の収入をもってこれにあてる。

## （会計年度）

第 15 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日で終わる。

## （委 任）

第 16 条 その他必要な事項は、委員長が総会の議決を経て定めるものとする。

## 付 則

この会則（準則）は平成 年 月 日から施行する。



## 学区福祉委員会活動ガイドブック

発行日 平成 21 年 2 月

発行 岡崎市福祉保健部生活福祉課

〒 444-8601

岡崎市十王町二丁目 9 番地

TEL 0564-23-6865 FAX 0564-23-6515

E-Mail [seikatsu@city.okazaki.aichi.jp](mailto:seikatsu@city.okazaki.aichi.jp)

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka3005/ka000.htm>

編集協力 日本福祉大学社会福祉総合研修センター

印刷所 株式会社一誠社

名古屋市昭和区下構町 2-22